平成29年度第5回(第44回)3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

- 〇日 時 平成29年8月5日(土)午後6時30分~9時30分
- ○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委 員

(1) 自治会・マンション管理組合等 以下のとおり (16名)

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	江尻征太郎	光橋由訓
栄一丁目自治会	_	町田雄治
栄二丁目自治会	大舘繁	_
栄三丁目自治会	_	岡田正嗣
末広二丁目親交会	_	_
新海道自治会	福田輝男(代理)	_
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	_	後藤隆康
グランステイツ玉川上水管理組合	_	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	_	山崎武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	_
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	_	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	_	小川昌平
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	邑上良一	玄應宗信
グランスイート玉川上水管理組合	_	斉藤理憲
オーベルグランディオ東大和管理組合	榎本清	

(2) 3市・衛生組合 以下のとおり

区	分	出 席 者
	小 平 市	松尾資源循環課長
組織市	東大和市	中山ごみ対策課長
	武蔵村山市	古川ごみ対策課長
小平・村山・	大和衛生組合	伊藤計画課長・片山事務局参事

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	菅家計画課主査・小島計画課主任
--------------	-----------------

○出席者

区	分	出席者
組織市	小 平 市	岡村環境部長
	東大和市	松本環境部長
	武蔵村山市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合		村上事務局長

〈会議内容〉

【邑上会長】

皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、本日の連絡協議会を開催したいと思います。お 暑い中ですね、お集まりいただきありがとうございます。

まずですね、事務局から、あの一、配付されている資料の確認ですね、していただきます。

【伊藤課長】

はい。それでは、皆さん、こんばんは。え一、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

えー、それではですね、初めに、配付資料のほうの確認をいたします。次第のほうを見ていただきまして、えー、配付資料のほうが記載をされています。大分ちょっと資料がいろいろたまっておりまして、下段っていうわけではなく真ん中あたりになってしまいますが、本日の配付資料ということで書いてありますので確認をさせていただきたいと思います。

えー、1点目としまして、(仮称) 3市共同資源物処理施設整備事業スケジュールということで、A 4の横のものです。 2点目といたしまして、協議用図面(2階平面配置図)ということで、こちらの赤黒のものですかね、図面です。 3点目につきまして、メタウォーター株式会社 過去10年間の廃棄物処理施設施工実績ということで、A 4の両面刷りですね、のもの。えー、続きまして、騒音・振動・臭気に関する資料ということで、ちょっと絵が描いてあるもの。 5点目といたしまして、建築物寸法(パース図)ということで、こちらも、えー赤黒になってますかね、赤でいろいろ高さ何メートルとか書いているようなもの。 6点目といたしまして、再生可能エネルギー仕様選定比較表ということで、こちら、太陽光採光システムと太陽光発電システムということで表になっているようなもの。 7点目といたしまして、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会 開催日程(案)ということで目にちが入っているもの、A 4、1枚ですね。その後、8点目といたしまして、ホチキスどめになっております、ごみ量予測についての質問内容(山崎専任者)ということで、こちらのもの。

以上、本日配らせていただいておりますが、皆さんお手元にございますでしょうか。はい。えー、それではですね、本日の内容についてお話をさせていただきたいんですが、初めにですね、事務局のほうから、お願いのほうをちょっと申し上げたいと思います。というのはですね、前回の協議会において作成をされました板書、板書についてなんですが、ちょっと一部ですね、削除のお願いをさせていただきたいと思います。えー、内容につきましては、前回のですね、板書の、清書の部分で、2番で参考資料ということで、ゼロから10番という形でいろいろこう書かれているんですが、その最後のところですね、9点目の緊急動議、町田専任者、平成29年7月8日

とですね、えーと10番、3市共同資源物処理施設、現施設に関するアンケート、こちらは斉藤 専任者から出されたものということで、ちょっとこちらのほうをですね、えー、事務局のほうの、 こちらからの配付資料ではございませんので、この2点につきまして削除をさせていただきたい と思います。よろしくお願いいたします。

えー、それではですね……。

【岡田専任者】

いや、それ、ちょっと待って。使われたんだから、文書を変えて記載してもらう、ここでこういう資料が使われたんですから、そうしたら文書を直しましょうよ。でないと、この資料が全くこの会議で使われ、あの、議論というんですかね、されなかったことになるから、何か欄を変えて、この資料はあくまでもこの会議では提案されたということが残ってないとまずいと思うんですよ。確かに衛生組合から提出された資料ではないけれども、町田さんのほうから提出された資料ですから、若干の議論もしたわけですから、その部分を記録として残すほうが当然で、削除ということはおかしいんじゃないかと思いますけどね。だから、訂正しましょうよ。

【森口専任者】

はい。それと、森口です。えーと、岡田さんの言うことは、あの、板書と書いている、あの一、 私たちとしては当然のことで、今まで勝手に板書変えないってことで削除のお願いが、あの、勝 手に変えないで、削除のお願いをしていただいたことはありがたいですが、今まで使ったものに ついてはきっちり書いてますので、あの一、それを使わなかったことに削除ということはおかし いですし、それと、例えばえーと、施設見学に行ったものなど、岡田さんなどは、あの、ここで 行った施設見学じゃなくても施設見学に行ったものは岡田さん提出されて、ここに資料として載 ってるし、今までも載ってきました。それで今回だけ町田さんが出されたものを載せないという 扱いは、今までのものと不平等でおかしいと思います。

【片山参事】

えーと、資料については、今、伊藤のほうが説明したとおりの扱いとさせていただきたいと。 ただ議事録としてはですね、本来私どもとしては、要綱の趣旨からしてなじまないというふうに 考えますけれども、確かにあの、議論が、議論といいますか、動議がされたわけですから、それ については議事録には残りますので、そういうことで了解願いたいと思います。

【岡田専任者】

そういう流れで、全文議事録じゃわからないから、要領を得た形でこの板書やりましょうということなんですから、意にそぐわない資料であったとしても、あの、変えればいいわけですよ。 アイテムか何か、衛生組合からの提出資料、それから、市民からの提出資料という形で、例えば 2.1で衛生組合からの関連資料、2.2で市民からの提出資料という形でつけ加えてしまえば何の問題もありませんよ。

現実的に何があったかということを明確に書くのが議事録であって、この議事録は衛生組合の ためのものでないです。我々出席している人間が、明らかにこういう議論をしたのを簡単に見る 資料ですから、そこで削除なんていう考え方は全くおかしい。それは絶対許されない。私、そう 思う。そのために書いてるんですから。この前言った言わないということを言わないためにね、 やっているわけですからね。そういう議論、提出はね、それはだめですよ、そういうこと言っち ゃ。

【邑上会長】

ありがとうございます。邑上ですけれども、今、岡田さん言われたとおりですので、えーと、 今の議事録のですね、書き方だと参考資料、2番が参考資料じゃなくて……。

【岡田専任者】

いや、ですからね……。

【邑上会長】

本日の打ち合わせには以下資料を配付したって書いてある、これはあの、衛生組合として配付したということだと確かにおかしいので、この書き方を変えるというのが正しいかなと思います。

【岡田専任者】

ですから、本日の打ち合わせには以下の資料を配付した、2.1、その下は2.2にして、2.1にして、衛生組合からの提出資料、それから、え一、9、10はですね、9、10、アンケートは違う、これは斉藤さん……。

【邑上会長】

アンケートは斉藤さんから出していただいて。

【岡田専任者】

ですから、2.2として市民からの提出資料と、そういう形で直しましょうよ。

【斉藤専任者】

あ、1点いいですか、ちょっと。えーと、グランスイート玉川上水の斉藤でございます。えー、前回ですね、えー、この協議会の当日の午前中に、まあ、管理組合のほうで、管理組合のほうで理事会やりまして、それでアンケートの結果出て、それで提出させていただいて、それ、ちょっとご説明しようとしたんですが、ちょっとまあ、時間がなかった関係で、まあ、皆様にお配りしたということで、まあ、終了しました。それで前回、理事会当日にですね、ま、えー、会議には出していいよという了承はもらったんですが、えー、その内容がですね、全て一言一句アンケー

トの各居住者の方が書かれたとおりにちょっと出しているもので、それをちょっとそのままホームページのほうにアップしていただくのは、ちょっとまだ了承とってないので待ってくださいよというのを、実はまあ、衛生組合と、あと会長さんのほうにはお願いしております。ただ、まあ、会議に提出したというふうなことで、ま、ホワイトボードに板書された分とか議事録に、ま、こういうものがあったんだよということが残るのは、私のほうとしては構いません。まあ、一応ちょっと念のため、えー、確認ということで、えー、そういう趣旨でお願いできればいいなというふうに思います。以上でございます。

【岡田専任者】

伊藤さんね。

【伊藤課長】

はい。

【岡田専任者】

【森口専任者】

岡田さん、市民からのじゃなくて委員からのってことで、はい。

【岡田専任者】

ああ、委員からね。

【森口専任者】

はい、委員からってことでお願いします。

【岡田専任者】

ああ、ごめんなさい、じゃあ委員から。はい。

【邑上会長】

ちょっといいですか。ほかにもですね、9、10以外のところも議事録にはだ一っと入っているので、もし直すなら全部2.1の幾つって直すか……。

【岡田専任者】

そうですね。

【邑上会長】

そのままの、あの、括弧のままで、例えばその、印つけておいて、これは委員からとかいうような、例えば9とか10のところに星でも何でもいいです、米でもいいんですけど、何かつけといて、この10の下のところに、この印のものが委員であるとか書いたほうが、中身はあまり変えないで済むかなと思うんです。ちょっとその変え方はちょっと後でお話しできればいいかなと思うんですけど。数字とかは変えずに、ここの資料のところだけで、委員から出ているかどうかっていうのを書いたほうが、何か楽ちんかなという気はしますね。

【岡田専任者】

本日の打ち合わせに以下資料を使用したということで、誰がどう出したということは言ってないんですよ。こういう資料を打ち合わせで使用したということだけですから、今、私、そういうことを言いましたけども、あまりそういう意味では神経質にならなくたっていい、よろしいかと思うんですよ。実際議論されたわけですから。この内容が、この会議で議論すべき、ふさわしくない内容かどうかって判断はいろいろあるかと思いますけど、実際にされたわけですからね。それについては素直に議事録に落とし込んでおいても何にも問題ないと思うんです。

【森口専任者】

はい、森口です。岡田さん、あともう一つ、ここの場で確認しておいていただきたいのが、あの、今、斉藤さんのほうからは、アンケートについてはホームページに載せないでほしいってことの発言があったので、そのような取り扱いになると思いますが、今まで、あの、委員が提出したものについては、この場で使った資料はみんなホームページに載っているわけです。あの、今回の緊急動議についても、ホームページに載せないで、それを削除しようということがされたんでは、あの、この会議に興味を持ってアクセスしてくださる方々が、何が行われたのか資料を見ることもできないというのでは困るので、ホームページに載る、載せるということも確認していただきたいんですが。

【片山参事】

あの、説明しているのは、この会議で議論すべきことであればまた別なんでしょうけども、基本的に緊急動議ですし、その内容自体がですね、この会議になじまない内容ですから。ですから、議論は確かにされたわけですから、議事録って、全文録のほうにはもちろん残りますけれども、板書のほうは訂正させていただきたいというのが事務局の考え方です。

【坂本代表者】

あ、いいですか。

【邑上会長】

どうぞ。

【坂本代表者】

坂本です。そのなじまないというのの意味は、非常に了見が狭い意見だと思います。それで、このことについてはですね、あの、グランドメゾンのウエストスクエアでは、緊急動議を全戸に配布いたしました。で、今、こういう状態になっておりますということで、そうしたら10人ぐらいにご感想はいかがでしょうか、異議がありましたら、異議とか異論がありましたら坂本までお伝えくださいということであったんですけれども、1件もなくてですね、10人ほどにいかがでしたかって言ったら、この緊急動議こそが一番大事なことじゃないでしょうかというお話だったです。ですので、この緊急動議をあんまり軽く見てほしくないんですね。以上です。

【伊藤課長】

えーと、そうですね、まあ、軽く見ているとかそういうことではなくですね、今、片山のほうも言いましたが、ま、この協議会のですね、まあ、目的というところから、逸脱というかですね、離れているのではないかというところがあるので、我々としてはこちらのほうを載せないというようなことでお願いしているというところです。

【坂本代表者】

逸脱してませんよ。これグローバルアイって、この前話したじゃないですか。

【邑上会長】

あの、あれですよね、組合が配付したということじゃないということは言いたいと思いますので、そこはちょっと今、岡田さんと話しましたけど、ここには配付したって書かれているので、そうするとそんなだと、まあ、衛生組合が配付したというふうに読めるので、あの、今はつくった資料使用したって書かれているので、ここの書き方を変えれば、別にその、誰が配付したとかということはここで言わないので、1つは使用したということにすればいいんじゃないかなと思います。

その一、衛生組合から出したものかどうかということは、特に触れてないんですけど、もし確実にそこを表現するなら、先ほどちょっとお話ししたように、印をつけるなり何なりしてですね、そのものは委員から出てきたっていうふうに書けば、別にそこは問題ないかなとは思います。岡田さんもそういうような意見ですよね、先ほどの。それは別に問題ないですよね。委員から出ているっていうのと、衛生組合から出ているっていうことは、はっきり分けておきたいというのは、1つ意図としてはありますよね。

【片山参事】

そうです、そういうことです。

【邑上会長】

だから、もともとはこちらから出したというんじゃないから消してくれって言い方だったけど、 そうじゃなくて、この書き方をちょっと変えて、衛生組合から出たものとそうじゃないものって いうのが明確になれば、ここは問題ないのかなと思いますんで。

【坂本代表者】

会長と岡田さんのおっしゃることが正解だと思います。

【片山参事】

あの一、最初に返ってしまうかもしれませんけどもね、この、あの一、協議会の設置要綱は、 え一、3市が東大和市桜が丘二丁目122番地の2に共同設置を合意した3市共同資源物処理施 設の建設に関し、3市及び衛生組合と地域住民が地域の良好な関係の維持・向上、安全の確保を 図ることを目的として設置するってなっているんですね。その内容からするとですね、あの、動 議の内容はちょっとずれた、まあ、広い意味での提案といいますか、内容でございますので、そ ういう意味では、あの、この場になじむ議論ではないと思うんですね。

【坂本代表者】

そんなことはないです。

【岡田専任者】

いや、あのね、そ、そうだからこそ、ね、こういうことがちゃんと議論されたことを言っておかないと、書いとかなくちゃまずいわけですよ。そういうことは、この議事録になかったらその議論もなくなっちゃう、全文議事録なんかなかなか読まない。やはりこれは明確なわけですよ。ですから、この会議はあくまでも、あそこに設置するという形でみんな来てもらっているという、その意味わかりますよ。でも、反対にそう言えば、それはそれで、そういう議論したってことは残すべきなんですよ。結果的に出された意見がどうなるかわからない、ここで衛生組合さん、あ、この資料もらいました、これもらいました、じゃあやめましょうなんていうことは絶対口が割けても言えないし、言うべきではないと思うんだよね。

ただ、出されたものについては、素直に書いておくというのが議事録じゃないですか。それを 消したら、国会討論の中の、言った言わない議論と全く同じですよ。ここは素直にやりましょう よ。そういう場だと私は思ってて、一生懸命になってやってるわけですから。

【邑上会長】

はい。岡田さんのおっしゃるとおりだと思いますので、ちょっと書き方の修正はするとして…

...。

【岡田専任者】

私のほうの書き方の配慮がなくて申しわけなかったんですけど。

【邑上会長】

前回は配付したと書いてあって、今回は使用したって書いて、書き方がちょっと違うだけなので、そこはいいと思うんですけど。そこの書き方を変えて、残すということにしたいと思います。

【片山参事】

いやいや、ちょっと待ってください。

【邑上会長】

何ですか。要綱の話、今出ましたけど、要綱とすれば、あの、別にずれてないですよね。建設 する話で今やってますけども、それ以外のことも書いてありますよね、要綱ね。ちょっと待って ね。要綱出してください。

【坂本代表者】

第3項。

【小川専任者】

第2条の第3。

【森口専任者】

2もですね。

【邑上会長】

第2条ですよね。もちろん施設の内容に関する、1は施設の内容に関することですけども、2 は周辺環境の配慮、3は、3市地域の廃棄物処理に関することということだと思いますので、全 く関係ない話をしていれば別ですけども、3市の施設の話をしているので、ここが違うとは思え ないですね。

【坂本代表者】

おっしゃるとおり。

【片山参事】

要綱の読み方なんですけど、第1条で建設に関しっていうふうになっているわけですよ。

【坂本代表者】

それは設置趣旨でしょ。設置規定がそうだけれども、第2項を、あの、第2条を読んで見てくださいよ。どう解釈するの、これは。

【片山参事】

ですから、目的を……。

【坂本代表者】

それだけじゃないでしょう。

【片山参事】

1に、1条に、目的が書いてあるわけですよ。

【坂本代表者】

目的はあるけれども……。

【片山参事】

目的を達成するためのショク、所管事項ですから。

【坂本代表者】

意味がわからないね。

【邑上会長】

どちらにしても、最初に岡田さん言ったとおりなんですけど、前回は、その資料をもとにお話 ししてますので、そこをなくしてしまうということは、議事がなかったことにしてしまうという ことになりますので、それ自体は……。

【片山参事】

そうじゃない、そうじゃないです。議事録には残ってるわけですから。

【邑上会長】

はい、ですから、そこの議事録の……。

【片山参事】

だから、私どもが配付した資料じゃないってことを明確にしたいです。

【邑上会長】

はい、それはそこを明確にします。修正して明確にしますって話をしてますので。

【松本部長】

じゃ、済みません。えーと、会長と岡田さんのほうとの話があったように、表記の方法を直していただくという。それで、先ほど事務局が述べているように、全文録まではもう修正ができない状況なので、全文録上は残る。そうすると、全文録は残るということは、そのものが、えー、一委員から出たという事実だけは残すのは別に問題ないだろうということで、あの、表記だけ、鑑のほうは直していただいて、途中でこういう委員からの、話の内容が委員からあったという、そういう事実を残していただくということでよろしいのではないかと思います。

ただ、先ほど事務局のほうからの話があったように、ただ、その緊急動議の内容をこの場で議論するかというところについては、そういう事実が前回の協議会であったということは残しますけれども、その後の議論については、この場ではなじまないのでしない。そのなじまないのはなぜなじまないのかというのは、あくまでも内容がデリケートであるということ。非常に重たい内容なので、どうでもいい話じゃないような、それほど重たい内容をここで軽々に議論はできない。なので、えー、議論等はしないということで、事実だけを残すという、そういうことでお願いしたいと思います。

【邑上会長】

なるべく先に進めたいのでちょっといいですか。議論するしないっていうのは、まあ、そのメンバーのほうで決めればいいかと思いますので、それについては結論を出さないでいただきたいと思います。

まずは、その、組合が配付した資料かどうかということを、まずこの板書の議事録というかで すね、ここで明確にするってことでいいですよね、1つはね。

【坂本代表者】

はい。

【邑上会長】

それは異論ないですよね。ないですね。はい。ほかに。

先に、じゃあ進めていいですか。はい。

それではですね、本来は、始まったらスケジュールの確認、前回やれなかったので、スケジュールの確認をしようと思っていたので、延びましたけど、これからやりたいと。それじゃ、スケジュールのほうの説明。あの一、今回変わっているところとか、特にあればそういうところを中心にお願いします。

【伊藤課長】

はい。それではですね、スケジュールの確認をさせていただきたいと思います。まあ、基本的にはですね、えー、前回の7月の協議会でですね、お出ししたものと、えーと、変わってはありません。まあ、その後ということでですね、7月の時点で、えー、こちらのほうの都市計画審議会のほうの関係でですね、7月10日に、まあ、都市計画審議会が行われましたと。えー、都市計画原案の縦覧のほうが7月1日から25日までありました。説明会が7月14、15と行われました。えー、こちらのほうは、えーと、延べで39人ですかね、の参加者がいらっしゃったということでございます。

【邑上会長】

6番。

【伊藤課長】

6番、そうですね。都市計画。

【邑上会長】

6番の都市計画決定の話。

【伊藤課長】

済みません、6番の都市計画決定のところですね。で、えーと、意見書の提出ということで、 こちらが7月11日から8月1日まで行われましたというようなところで、ちょっと事後的では あるんですが、ま、そのようなことがあったというようなところです。まあ、あとはですね、基 本的にはこちらのほうのスケジュールのほうは変更はないということでございます。以上です。

【邑上会長】

ま、6番の都市計画決定の部分ですね、説明、審議会等が進んだってところが前回からの、ま、 変化だそうです。ほかに何かこれに対してですね、質問等ありますか。スケジュールに対して。

【坂本代表者】

スケジュールに関して?

【邑上会長】

スケジュールに関して。

【坂本代表者】

あります。えーと、あの、ただいまいただきましたスケジュール表に基づいて、あの、これは 平成25年1月8日に、衛生組合管理者及び3市長間で取り交わされました3市共同資源化事業 に関する基本事項確認書の中の最後の※に、えー、住民の理解が得られたと判断された後は、施 設整備事業に着手すると明記してあります。これに対して重大な瑕疵と齟齬があります。この協 議では以前から、3市共同資源化、資源物処理施設事業について、何度も同意も合意も理解も得 られていないと申し上げたことは、ご出席の皆様もご存じのはずです。したがいまして、住民の 理解が得られたと判断されたのは、誰が、いつ、どこで、何を証拠に、誰に報告し、契約決定に 至ったのか、文書でご回答をお願いいたします。

今まで齟齬や虚偽の回答がたびたびありましたが、今回の契約に至ったことについては、この協議会で公正、誠実に協議された内容が著しくゆがめられ、嘘の報告により、それを信じた管理者がした契約は、法律上も虚偽非表示に当たり、内部通謀による虚偽表示であっても、双方行為に限らず契約解除のような相手方のある単独行為についても、無効が成立し得ることが最高裁判

例にもあります。

以上のことから、この緊急動議を十分に斟酌し、尊重することが最後のチャンスであり、一度 立ちどまって考え直すことが賢明であると考えます。以上です。

【松本部長】

今の坂本さんのご質問なんですけど、それについては、あの一、従前の協議会、あ、じゃないや、失礼しました、懇談会、街づくり懇談会でも同じ趣旨の質問が出まして、それについては、えー、質問と回答のほうをさせていただいております。まあ、それが納得できるかできないかという話ではなくですね、文書で回答をということなんですが、えー、口頭で、えー、街づくり懇談会で回答をさせていただいたものが、既に、えー、当時のですね、懇談会の質疑一覧の中で作成されておりますので、それをもって、えー、私どもの解釈は変わっていないということでございます。

【坂本代表者】

済みません。懇談会と協議会でのこの文書の、あの一、えーと、何ですかね、う一、取り交わされた、あの、基本事項確認書の意味と、それから、緊急動議の内容、それと、ここの協議会で、この前審議されたことの、こととは、松本さんの今の回答は全然ちぐはぐだと思います。

【森口専任者】

はい、森口です。今、スケジュールのところをやってて、あの一、坂本さんの質問事項が、街づくりって回答、街づくり条例の懇談会か説明会のときに回答しているのでってことを、松本さんのほうから回答があったんですけれど、ここには街づくり条例の会合に参加しなかった方もいるし、街づくり条例についての、そこに質問、回答を書いたから、ここでは回答しなくていいだろうっていう問題じゃなくて、ここでやったことを踏まえて街づくり条例なり、説明会をするって言っているわけですよね。ここの人が何も納得してないうちに、街づくり条例なり、説明会なりをして、回答を出しているわけですよ。それで今までやってきたのは、まず協議会で協議して、その結果の、大方のここの意見を集約して街づくり条例なり、都市審議会のほうのを進めると言っていたことと意見が違って、私たちのほうにこの街づくり条例の回答を見ろと言っているのは話が今までと違ってますので、街づくり条例に関して回答がどうだったとか、その回答がおかしかったってことは、また別に場を設けてやっていただきたいと思うんですが、いかがですか、会長。

【坂本代表者】

全然ピントがずれてますよ。

【邑上会長】

えーとですね、懇談会について、ちょっと今の視点では置いといてですね、前回その辺の説明、 懇談会でしたっけ、説明の話は紹介したいと思いましたけども、先ほど、えっと、言われていた のは、前は確認書の話をしているんですよね、そのそもそもの。

【坂本代表者】

はい、そうです。

【邑上会長】

ちょっと資料もないと、皆さんわからないと思うんですけど。平成25年1月8日の3市共同 資源化事業に関する基本事項確認書ですね。

【坂本代表者】

そうです、それです。はい。

【邑上会長】

で、このことは多分、何度も話が出てて、ずっと参加されている方はよくご存じだと思いますけれども、これ、ホームページのほうにですね、公開されていまして、もともとは、あの、えーと、この事業ですね。この事業を進めるに当たり、まあ、坂本さん言われたとおりですけど、住民の理解が得られたと判断された後は、施設整備事業に着手するっていう合意書なんですね。

【坂本代表者】

そうですね。

【邑上会長】

があって、それはあの、推進本部会議というのかな、いろいろやった結果、推進本部のほうからは、えーと……。住民の理解については、現時点、現時点ですかね、日付は平成25年の7月ですけども、その時点で説明会での意見等や考え方の違いといった状況から判断すると、参加された地域住民の事業に対する理解が得られたとは言い難いものであるというふうに結論づけてます。

なんですが、その最後にですね、今後の取り組みということで、ちょっとここはいまいち内容 理解できないんですけど、最後に、その平成25年1月8日付けで締結した4団体の確認書については、ここで事業推進の方向性を確認したこと、確認したことでその目的を達成したため、今後は事業推進の進め方について新たに合意形成を行い、4団体で確認書を締結するということで、新しい確認書ができてます。それもホームページに載ってますので、住民のですね、理解は得られなかったんだけど、進めますっていうふうにここで言ってるんですね。それは前も、ここで何回も出てるんですけども。そのことの指摘だとは思います。

これはですね、ちょっと先でやるとしてですね、今の時点で、ちょっとこのスケジュールの内容だけをちょっと一旦やって、その後で、今日はですね、もちろんそういう話もしたいんですけども、前回の宿題をまず回答してもらって、あとずーっと長くやってですね、けど終わっていない、山崎さんから出てるごみ量予測のほうは、今日終わらせたい。終わりますかね、時間があるから。終わらせたいなと思ってまして。で、その後、今の話とかにしてもですね、同じことになる、繰り返しになっちゃうとは思うんですけども、まあ、その後でやれればいいかなと思うんですけど、いかがですか。いいですか、はい。

じゃ、済みません、ちょっと一旦おさめていただいてですね、前回の宿題が、資料だと2番からあるので、この内容をですね、ざっと説明していただいて、一点一点質問あれば、1回区切っていくというふうにしたいと思います。

【伊藤課長】

スケジュールはいいんですか。

【邑上会長】

あ、ごめんなさい、スケジュールのほうはほかに。スケジュールについての質問ありますか。はい。

【山崎専任者】

えっと、クロスフォートの山崎ですけれども。意見書の提出が8月1日で締め切られましたけども、もしわかったらでいいんですけども、何件ぐらい意見書って出たのか、わかったら教えていただきたい。

【中山課長】

はい。えー、意見書としていただいているものが、えー、今、47件という話で伺っています。 えー、ちょっとごめんなさい、そんな形で、以上です。

【山崎専任者】

ありがとうございます。

【邑上会長】

ほか、ありますか。よろしいですか。

それでは、前回のですね、宿題のほうをですね、回答ということでしていただきたいと思います。

【片山参事】

はい。あの、前回ですね、2階の平面図が抜けていますよというお話がありましたので、メタ ウォーターのほうで作成した資料を、今、配付しています。あの一、ここでですね、あの、特徴 的といいますか、プラザ機能についてですね、ここに括弧して、自由スペースと研修・展示室ということで、机と椅子が並んでますけれども、えー、座席、机が32個、座席数が96席というような形。これ全体としてですね、仕様書では220平米以上というふうに規定をしておりますので、そのスペースを2階に確保しているということですね。

あと一番上の階段につきましては、あの一、職員、選別作業等を行う職員用の階段のところですね。それから、コンベアの下部ということになりまして、選別コンベアの下でそれぞれ選別されたものを運ぶコンベアが並んでいるというような、この図でございます。ここがあの、ピットでございますので、えー、ペットボトルと容器包装プラスチック、それぞれ吹き抜けになっている、こういう図面でございます。簡単ですが、以上です。

【森口専任者】

はい。この横にある自由スペースっていうところと、吹き抜けのところに窓みたいのがあると ころが、見学ができるっていうことですか。

【片山参事】

はい、そうです。

【森口専任者】

はい。それで、えーと、見学ができるところは通路ですよね。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

自由スペースっていうのは通路っていう意味でよろしいですか。

【片山参事】

結構です。

【森口専任者】

で、倉庫っていうところは、見学者が入る場所ではない?

【片山参事】

そうですね。

【森口専任者】

このラインのほうの、コンベアとかっていうところのほうは、何階から見れるんですか。

【片山参事】

え一、これは2階、2階じゃないですね、3階になりますかね。

【森口専任者】

ここも見れる場所があるんですね、コンベアのところに。

【片山参事】

せ、選別室が見えるような形になっています。

【森口専任者】

3階のほうで?

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

はい、ありがとうございます。

【岡田専任者】

済みません、これはエレベーターですか。

【片山参事】

これですか。

【岡田専任者】

ELVというのは。

【片山参事】

はい。エレベーターです。

【岡田専任者】

で、先週、先月、田中さんが気にしてたんですけど、トイレ、男子、女子、多目的、男女何個 ずつあるんですか。まあ、男子の場合は……。

【片山参事】

えーとね、今、予定しているのが2つずつですね。

【岡田専任者】

2個ずつ?

【片山参事】

はい。まあ、あの一、余談ですけど、私どもの清掃工場のほうの見学の実績で、まあ、120 名っていうのが最大である。それはまあ、非常にまれな、3市で1校しかないというふうに聞い てまして、まあ、大体机片づけて、まあ、体育座りをさせればですね120名も入るだろうとい うことで、この広さは設定をさせていただいています。

【岡田専任者】

まあ、マックス来るとは思いませんけども、2個、2個っていうのは、まあ、多目的は別にしても……。

【片山参事】

そうですね。

【岡田専任者】

ちょっと少ないような。

【片山参事】

そうですね。2個、2個というのは、男子のほうは小便器が2つ、大便器が2つ、それから女子のほうは3つ入るかなというふうに考えてますけども、今、そこら辺はまだ検討中です。

【森口専任者】

はい。身障者用のトイレはありますか。

【片山参事】

はい。はい。

【岡田専任者】

多目的は1ですね。

【片山参事】

多目的トイレっていうんですかね、それは1つ。

【邑上会長】

ほかにこの2階の図面について、何か質問等ありますか。

じゃ、次。じゃあ次の宿題のほうにいきます。

【片山参事】

えー、前回ですね、実績をというお話がありましたので、メタさんに過去10年の廃棄物処理 施設の施工実績という、まあ、私どもも実績に入ってますけども、新しい順からですかね、入れ てございます。

えー、ほとんどがですね、まあ、余談ですけど、実績とは関係ない話ですけどもヤード方式が多くて、ピット方式が少ないということ。環境対策上はピット方式のほうがいいと私ども考えていますんで、そういう意味ではいいのかなと。それから、貯留量、容量なんですけども、まあ、大きくとってあるところもございますけども、大体のところが2日分、2日分からその下ぐらいかなというのが見られるかなと思っております。以上です。

【邑上会長】

はい。過去10年の実績資料に関してですね。ま、ぱっと見なので、あんまり質問できないと 思うんですけど、何かありますか。

【小川専任者】

実績とは関係ないんですけど、ずっと見ましたら、何かこう、いろんな条件とか場所とか内容も違いますけども、えー、今、想定、建てられるという場所の狭さが相当浮き彫り、浮き彫りになっているような感じします。ほかはほとんどね、1万9,000、2万9,000とか7,000平米とかあります。これ、4,000平米ちょっとしかないんで、ここにもね、いかにあそこが狭いところに建てようとしているのかっていうのがわかると思います。

【片山参事】

用地についてはですね、ほとんど、例えば日野市についてはですね、焼却施設の全体の敷地をですね、表記していると思います。で、あの、メタウォーターから聞く範囲では、えー、私どもより狭いところに建てる計画であるというふうに、まあ、口頭ですけれども伺っております。ほとんどのところが敷地全体、例えば私どもだと約2~クタールあるんですけど、2,000、え、2万平米ですか、そういうごみ処理場と併設する場合には、えー、敷地全体を示している数字が出ている。私どもは今、東大和さんの土地をお借りしてつくろうというところは、まあ、単独でございますので、やはりあの、面積としては小さく見えるかなというふうに思います。

【坂本代表者】

はい、質問があります。えーと、例えばですね、私も、あの、ここは極端に狭いし、あの、独立した敷地になっておりますけれども、これを見てもですね、例えば伊勢原市が2,975.59、それから、瑞穂町が2,371.06平米。で、あと、国立とかありますけれども、このピッチですけれども、全体的に何かクリーンセンターとかいう中での、その、ペットボトル、プラスチックの敷地をいっているのかどうかっていうのも、ちょっと理解できない面があります。というのは、クリーンセンター2万平米の中の、例えば5,000平米は、この、あの一、何ですか、ペットボトル、プラスチックの施設に使ってます、この資源物、処理物に対して使ってますというような解釈かなと感じたんですけれども、独立して、例えば2,975とか、伊勢原市ですけれども、それから瑞穂町の2,371っていうのは、とても単独でやるとしても理解できない面積、これだけのためにこのような、桜が丘のような敷地に建てるのかっていうのはちょっと理解できない面があるんですけれども、そこも知りたかったんですね、メタウォーターさんが来たのであれば。

というのは、基本的にクリーンセンターとかいうのは、全部集合体でつくっているじゃないで すか。焼却炉も、こういうのも一括して、2万平米とか3万平米とか。そういう中でやっている この部分だけかなと、こう感じられたんですけれども。ここのところはおわかりでしょうか。

【片山参事】

まあ、あの、敷地についてはですね、例えば瑞穂町なんかは単独だというふうに思います。思いますで申しわけないんですけど。

【坂本代表者】

思いますはいいです。

【片山参事】

あの一、ほとんどのところがですね、今、坂本さんおっしゃったようにですね、クリーンセンター全体の敷地の中につくっている場合が多いので、えー、全体の敷地、共有部分もありますのでね、えー、例えば計量器とか搬出入構内道路とかね、そういうのがありますので、全体で表示しているというふうに考えております。

【森口専任者】

はい、森口です。あの、先ほど片山さんが例に挙げたのは日野市ですか。もっと狭い場所に建てるところもあるっていうことで、日野市の例を入れたとおっしゃったと思うんですけれど、日野市は、え一、1番ですね。ここ、書いてあるのは全体の面積として、もっと狭いものをメタウォーターさんがつくるというのは、粗大、不燃、プラスチックのこの3品目で、4,300より狭いものをつくるということでしょうか。

【片山参事】

えーと、メタウォーターのほうから、口頭では、そういうふうに聞いております。

【小川専任者】

それにしても狭いということですね。

【坂本代表者】

この日野市っていうのは、2万9,000平米ですけれども、これは多摩川沿いにある、あの敷 地の中にあるということで解釈してよろしいんですかね。

【片山参事】

結構です。

【坂本代表者】

それだったら、よくわかりました。

【邑上会長】

坂本さんから必要、必要というか欲しいということで出していただいているものになりますけども、まあ、その具体的な項目を、どういう項目がっていう、具体的な話はそのときしてないか

と思うんですけども、これである程度何か見たいものが見えるようになりました?

【坂本代表者】

えーと、あの一、2番の、あの、小村大衛生組合の面では、プラスチックが17トンというのは、この面積に対しては非常に突出しているなというのがありますですね。ですので、そんなところに狭い敷地にそれだけの単独のものを処理するために、これだけのものをつくるのかっていうようなのが知りたかったわけなんです。ですので、日野市みたいに、河川敷の風通しのいいところにあるようなのであればわかるんですけれども、独立してこういうところにつくっていいのかっていうのが一番の疑問だったから、それだったら、あの一、要するに、契約実績をお示しくださいという意味で、こんな住宅地の中に建てるということについて知りたかったわけなんです。以上です。

【邑上会長】

こちらの実績の資料に関してですね、ほかに質問のある方いますか。 はい。それでは、次に、資料に移りたいと思います。お願いします。

【片山参事】

えー、前回ですね、あの一、騒音・振動・臭気について、えー、何デシベルですよという要求 水準、例えば、えー、振動、あ、騒音ですと55、まあ、振動も55ですけれども、で、臭気に ついては臭気指数10ということですよとお話ししたんですけど、えー、なかなかその実感とし てわからないので、わかりやすい資料をということでつくってまいりました。つくってきたとい うとちょっとあれなんですけど。小平市さんがつくっているですね、リサイクルセンター整備基 本計画、こちらのほうにわかりやすい資料がありましたので、抜粋させていただきました。

あの一、まず騒音なんですけれども、まあ、50で役場の窓口付近、周辺ということ。50を ちょっと超えますと、博物館の館内。70ぐらいになると、在来鉄道の車内。それから、80に なりますと航空機の機内、このような表示がされています。これが1つの目安ですよということ です。

それから、振動につきましてはですね、ちょうど55という、まあ、規制、要求水準を私ども 出していますけど、人が感じ始める目安、50、50デシベルということがございます。それか ら、80ぐらいになると震度3ぐらいの地震と同じ。90になると震度4ぐらいの地震と同じと いうことで、振動については人は感じ始める目安55よりも、私どもは低く抑えるというふうに 考えております。

それから、においはやっぱりわかりづらいですね。あの一、まあ、臭気強度が2で、え一、何のにおいかわかる弱いにおい。それから、10から15については2と3の間ということで、楽

に感知できるにおいと、何のにおいかわかる弱いにおいの間ぐらいということで、まあ、これ以上、前回はですね、梅の花に鼻をくっつけたときに香る、あの程度が10だという資料があったものですから、そういうふうにお答えしたんですけれども、まあ、楽に感知できるにおいと、何度も申し上げますけど、においをわかる弱いにおいの間ぐらいというふうに認識していただければいいと思います。もちろんこの値より全て騒音も振動も悪臭もそうですけれども、低く抑えますので、えー、そのことは了解というか、承知していただきたいと思います。以上です。

【森口専任者】

はい、森口です。長時間干したときに、洗濯物とかににおい移りしますか。

【片山参事】

えー、実際にはですね、もちろんえーと、10以下で運転しますので、そのようなおそれはないというふうに、私は確信をしております。

【小川専任者】

こんなところはね、実際つくってみないとわからないんですけれども、あの、片山さんが、あー、それ以下、以下にするように努力しますって、どういう努力するんですか。これは大体、今、シミュレーションで前、お話になったんですけれども、そのことが曖昧でね、しますと言ったってそれは信用できませんよ。実際つくってみて、あ、だめだったとか、それだと全く困っちゃうんですよ。そういうこと、曖昧なことを言わないでください。

【片山参事】

あの一、この基準、今申し上げた基準というのは、何度も申し上げますけど、性能発注方式で、この性能を満足してつくってくださいよってことで契約していますので、これを守れない施設は、私ども引き取りませんので、必ずここまで落とすような施設にしてから引き取りますので、えー、その点は確実に、えー、あの、まあ、装備したい、ここで装備をいたします。

【森口専任者】

森口です。この臭気については、施設の境界線の臭気ですから、周りにはもっと少ないという ことと、その確認と、あと、収集車などのにおいは、ここに書いてあるものとは別ですね。

【片山参事】

収集車については別になりますね。

【森口専任者】

ここに来るにおい以外にも、収集車がにおっていれば、近隣にはにおいがあるというような認識でよろしいですか。

【片山参事】

えー、仮ににおっていれば、においはあります。ただ、現実としてですね、各社さん、非常に 頻繁に清掃されていて、非常にきれいな状況で市内の収集をされております。

【山崎専任者】

クロスフォートの山崎です。あの、臭気指数の件なんですけれども、今、片山さん、多分許容値10で指針を出しているんだと思うんですけれども、と、これで見ると、10というと2と3の間ぐらい。で、ほとんど2でも、何のにおいかわかる弱いにおいですよね。ということは、許容値が10だとすると、10を超えない限り、これはいいんだよという話になりますよね。これを、許容値をね、仕様が2以下だというんなら何となくわかるんですけれども、10まできちゃうと、9だ8だといっても必ず周辺にいればにおうレベルって考えていいですか。常ににおいがするということですよね。それが落ちればいいんですけれども、10まではオッケーだよという指標なんでしょう。ということは、常ににおいがする環境ではあるという施設ですよね。

【片山参事】

あの、おっしゃるとおり10がマックスの施設で、性能発注しています。ただ、それは、ゆう、 有事といいますか、最も最悪の場合を想定していますので、普段はですね、においがしない施設 で操業できるというふうに考えています。

【山崎専任者】

済みません、有事で10を超えるとか、10、11になるとかって、そういうレベルじゃないと思いますよ。有事で2にするとかね、それならわかりますけれども、有事になったら急に何か問題があって、臭気が発生するわけでしょう。それが10でとまるって保証など、どこにあるんですか。

【片山参事】

ですから、それを、あの、性能事項として発注してますので、それ以下で操業できるというように考えています。

【山崎専任者】

ということは、10を超えたら、操業停止するということでいいですか。いいですか。

【片山参事】

えーと、臭気についてはですね、まあ、定期的に測定するようになると思うんですね。

【山崎専任者】

いや、そうじゃなくて……。

【片山参事】

その中で、もしそういうデータが出ればですね、抜本的な対策をするまでは、施設をとめざる を得ないと。皆さんの、まあ、と約束した数字ですから。そのように考えております。

【山崎専任者】

臭気に関しては定常的に、えー、測定はしているんですよね。その、騒音ですとか、そういったものを含めて。ですから、定期的にやらなくても、もし毎日モニタリングしていれば、それはすぐわかるじゃないですか。そうすれば、そんな定期的に間隔あけて、あ、超えちゃったからとめましょうという判断じゃなくて、臭気が超えた時点で、10ですか、臭気強度が10を超えた時点で、当然操業停止ということですよね。

【片山参事】

あの一、臭気についてはですね、常時測定ができないんですよ。で、前もちょっと説明させてもらって、説明が足らなかったと思うんですけど、臭気、えー、鑑定士だか判定士だかっていう資格を持った方がいらっしゃいまして、その方、資格を持った方。その方の鼻で、まあ、官能試験っていうんですけど、それで測定するものですから、えー、例えば、敷地境界で、えー、空気をサンプリングして、あの一、袋に入れてですね、それを実験室に、ラボに持ち帰って、そこで専門の方が測定するという方法しかないんですね。

【山崎専任者】

済みません、しつこいようですけれども、臭気測定器ってありますよね。それを常設して、それでチェックすればいいんじゃないですか。そんな臭気鑑定士、わざわざ呼んで、1週間も2週間もたってね、そのサンプリングして、それを検査して、あ、だめでした、じゃあとめましょうというんじゃなくて、臭気測定器なんてそんなに高いものじゃないと思うんですけれどもね。まあ、買わないまでもリースするとかね、そういうふうにすれば、常時1回、1日1回測定して、あ、これは今日は入っているな、まあ、もちろん稼働中にして。そうすれば、毎日毎日チェックできるんじゃないですか。

【片山参事】

あの一、それは簡易試験であって、実際の法令の基準というのは、今申し上げた官能試験によって規制がかかってますので、それはまあ、参考にはなりますけれども、それで規制を守っている、守っていないという判断はできない。

【山崎専任者】

結局、法令とその簡易試験が、こう、校正すればいいわけでしょう。あの一、法令の試験と簡 易試験を校正させればいいじゃないですか。これが幾つ、法令のやつは15だった。で、じゃあ 簡易試験の臭気測定器は幾つになった。それを比較すればいいじゃないですか。そうすれば、チェックはできますよ。

【片山参事】

今申し上げたことと同じなんですけれども、簡易測定器ですから、再現性が証明されていないわけですよ。それを使って、例えば10以下であったから、皆さん大丈夫ですよっていう気はありませんし、ちゃんと国の認められた方法で測定をして、大丈夫だということを確認するためには、この方法しかないですよ。

【山崎専任者】

ですから、簡易測定器であっても、その傾向はわかるわけでしょう。

【片山参事】

だから申し上げているとおりですね、高く出たり低く出たりするわけですよ、再現性がないというのはそういうことですから。一定の傾向があればそれはできるかもしれませんけれども、えー、それは認められてないということです。

【森口専任者】

はい、森口です。一定の傾向があるかどうか、一度臭気テストを出すときに、一緒にやって、 臭気テストに出す空気をとるときに、その簡易式も一緒にやってみて、そういうことを5回ぐら い繰り返してもらうとデータとれるので、簡易式が合っているか、正確度がどれぐらいあるか、 そういう話をしているんだと思います。

【山崎専任者】

校正すればいいんですよ。何回もやれば必ずリンクしてきますから。

【小川専任者】

そんな難しいことないのに、何でそんなこと答えるの。両方やればいいじゃない。

【山崎専任者】

法律がどうのこうのとかねえ。

【小川専任者】

法令とか。

【坂本代表者】

においが出たら、片山さんがにおいに来るわけですか、検査に。クレームが出た場合には、直 ちに停止するという措置をとるんですか。

【片山参事】

ですから、今申し上げたとおりですね、定期的に調査はいたします。その調査結果っていうの

が、ちゃんと公に認められる方法でやらなくちゃなりませんので、もしその結果を、まあ、10 を超えるというようなことがあれば直ちにとめてですね、清掃するなり、抜本的な対策をしなく ちゃ、運転は再開できないというふうに考えています。

【坂本代表者】

でも、クレームが出た後に抜本的な対策なんていうような、タイムラグがあってできないんじゃないですか、基本的には。何でもそうでしょう。クレームが出て、ひどくにおうからといったら、それからじゃあ対策を練りますなんていったってできるわけないじゃないですか。だから、すぐストップするなり、特に夏場なんかはね、そこで選別するわけですから、汚い、半分ぐらいは多分焼却に持っていくと思うんですけれども、それはあの一、その何ですか、ほんとうの測定でないとわからないとかいったら、そんなの非常に無責任じゃないですか。だから、そこら辺まで、やはり住民というのはデリケートであるということを考えなきゃ。クレームがあったら直ちに停止するということが条件ですか、そしたら。

【片山参事】

あの一、皆様に約束しているのは、あくまでも臭気濃度が10なんですね。で、においの元も そうですけれども、人によって感じ方が違うわけですよ。

【坂本代表者】

それはわかります。

【片山参事】

ですから、それを公の方法で測定をして、そのとおりであればですね、それはあの一、必要な対策をとらせていただくと。もちろん万全を期させていただくという考えですから、えー、その基準以下であればですね、もし、まあ、クレームというか、くさいですよと言われてもですね、えー、それは私ども非常に、あの一、非常に皆さん関心があることですから最善の努力はしますけれども、えー、10を超えない限りはですね、操業はしていきたいというふうに思っていますけど。

【坂本代表者】

定期的にというのは、どれぐらいのスパンでやるんですか。またですね、杉並中継所でも、何回もフィルターをかえたということはお聞きしております。かなり高額になっていったということは聞いています。だから、10年目ぐらいに、12年ですか、正式な稼働時期というのは。10年目に、あそこは中止になったんですよね。それでやめたんですよ。だから、そういう前例を踏まえて、あれだけ社会的な問題になったことがあるから、非常にみんな敏感になっているわけですよ。だから、あなたのね、私有地、自分の、私の用地に建てるんだったら問題ないけれども、

公の税金で賄っている公用地に建てるということ自体が、しかも周りに住宅が密集しているところですし、選別するまではどうしてもにおいが引きずってくるんですよね。で、選別する過程でも引きずっちゃうし、ベールで処理するまでは、そのまんまにおいというのは残ってくるわけなんですよ。パーフェクトじゃないんですよ。だから、そこを皆さん心配しているんですよ。

【片山参事】

あの一、まあ、心配は私どもも十分理解しております。ただ、これだけは言いたいのはですね、 言わせていただきたいのは、杉並中継所と、私ども今、つくろうとしているプラスチックの処理 施設は全く異なる施設ですので。向こうは、杉並さんは不燃ごみを処理しているんですね。不燃 ごみを処理している。私どもは、汚れのとれないものを除くプラスチックを集めて処理をするだ けですから、入ってくるものが全く違うということは、まあ、ご理解を願いたいと思います。

【坂本代表者】

問題になったときは、プラも扱っていたじゃないですか。

【邑上会長】

邑上です。臭気についてはですね、その測定のことについては、まあ、ちょっと今、口頭だけだったので、先ほど、その、判定士の話ありましたけど、まあ、法令という話もあったので、どういう法令で、どんなになってるというのは、ちょっと情報は出していただければ。まあ、今じゃなくて、次回でもいいですけど、出していただいて、まあ、そうなっているんだという理解は、まずしたほうがいいかなと思いますので、そちらの資料を用意していただくことはいいですかね。宿題ということで。

まあ、計測器で計測というのと、その、判定士というの、どういう関係があるのかということと、先ほど公で認められている、認められていないという話もあったので、その辺はちょっと説明していただいて、そこの理解をするということが必要かなと思うんで、そこはしていただいていいですかね。じゃ、それは。

【山崎専任者】

1点いいですか。

【邑上会長】

ちょっといいですか。

【岡田専任者】

それは基本的内容の中に、定期的に、例えば1カ月に一度、3カ月に一度、6カ月に一度という形も入ってくるんですかね。その辺の部分は、要するに、定期的にどういうスパンでやるのか。

【片山参事】

まあ、この場で話すことじゃないと思うんですけど、ああ、話す、当初から、あの、ご説明しているようにですね、今、建設に関して議論を、協議をお願いしているんですけれども、今度施設ができるというようになったら、運営に関して、また違うこの場か、また違う場かわかりませんけど、いずれにしても地域住民の方々と運営にかかわる協議は続けていきたいと思うんですね。その中で、どういう測定を、いつごろやったらいいのかということを、私どもは提案をして、協議をさせていただきたいというふうに思っています。

【森口専任者】

森口です。測定回数、臭気の測定回数も、今、建設に関してだから、あの一、建設が終わって 運営になるまでは、ここで話すことではないと。えーと、もう一つ確認したいのは、脱臭機みた いなものを使うわけですよね。で、脱臭機の、その中に入っている、えー、フィルターなどの交 換時期も、今、ここでどのぐらいの時期で交換してくれるってことを話す、それをお聞きしたか ったんだけど、それも運営になってからですか。

【片山参事】

あの、まあ、かたい話をしますと、当時も、あの、議事録に載せない、載せるの話がありましたけども、建設に関し議論するという要綱になってますから、この要綱を変えてですね、運営に関することもつけ加えて運営をしたいというふうに思っています。

【森口専任者】

意味がわかりませんでした。もう一度お願いします。

【片山参事】

えーと、先ほど、えー、要綱のほうを私がたどたどしく読ませていただきましたけども、えー、目的がですね、3市がいま桜が丘に共同設置を合意した資源物処理施設の建設に関し、地域住民の方々と、まあ、えー、の安全を確保、えー、良好な環境の維持・向上及び安全を確保することを目的として設置するってなっているんですね。ですから、ここに運営を入れないと、まあ、ちょっとこの要綱では、えー、なじまないかなと思います。

【森口専任者】

要綱に、例えば今まで、建設費や何かのこともそうですし、運営にかかわる費用も、脱臭するのも、フィルターをどれぐらいでかえるかということで随分違うなと思うんですよ。そういうものは全部建設にかかわる問題じゃないから、ここでは棚上げになるという認識でよろしいですか。

【片山参事】

いえいえ、棚上げにするつもりはありません。あの一、交換時期については、え一、T-VOC、

大気汚染防止法でいう T-VOCの測定をして、常時電光表示しなさいよって皆さんからご意見いただきましたよね。で、そのようにします。その数値を見ながらですね、取りかえの時期を決めたいと思っています。当然、あの一、活性炭が効かなくなってくればですね、その数字が少し上がってくるわけですから、まあ、そういう状況をにらんで取りかえをしていきたい。だから、最初に月1回やりますよとか、え一、年に1回しかしませんよとかそういう話ではなくて、状況に応じて適切な対応をとっていきたいと思います。

【森口専任者】

もう1つ質問です。今、活性炭という言葉が出たんですけど、VOCの活性炭と、今、先ほどまで話していた臭気のフィルターというのは同じものと考えていいですか。

【片山参事】

えーと、今、メーカーから、あの一、回答を得ているのは、臭気用には臭気に適した活性炭を、 それから、VOC対策についてはVOC対策に適した活性炭をということで、違う活性炭を使う ということを聞いています。

【森口専任者】

機械が2台になるということですか。

【片山参事】

ええ、そうです。

【小川専任者】

えーと、片山さんのお話の中で、ちょっと気にかかったのがですね、要綱を持ち出して、建設に関することだけで言っているんですけども、この中には環境とか不安とかそんなものも含まれてると思うんですよ。だから、そういうね、運営のことはもう後回しだよというんじゃなくて、密接、間接、つながっていると思うんですよ。だから、そういうことを何か足かせをはめるようなことを言わないで下さいということと、それから、あの一、さっき何か私、ちょっと理解に苦しむというか、理解に苦しんだんですけど、緊急動議の問題についても、この要綱に3市地域の廃棄物処理に関することとうたってあるんですよ。これも建設と関係のあることなんですから、あの一、ここでいろんな話をしてもいいと思うんですよ。それを、建設だけという、何か型をはめて話すことじゃないと思うんですよ。それが行政の優しい便利な説明になると思うんですよ。質問に対する答えがね。

だから、あの一、建設に関することも、最初要綱のことで随分議論になりましたよ。建設の是 非も含めてというのを、ずーっと委員の人たちが、えー、あの、申し上げてきましたけど、結局 は押し切られた形でこういう形になっていったんですけども。今まで44回もやってきたんです けども、全然積み残しの宿題が多くて、まだ解決された、いっぱいまだあるんですよ。それを粛々と進められているから、皆さんが、あの一、もう満を持していろんな提起をしても、う一、どうにもならないんですよ。で、この間の緊急動議の問題も、あれは今まで44回重ねてきた内容を全部網羅してあります、ここで議論した中で。だから、それは、それも真摯に議論して、ここで委員の意見を聞く必要があると思います。ただ、建設、建設ということで、え一、たがをはめないでもらいたいと思います。

【邑上会長】

あの一、まあ、フィルターの交換に関しては、ランニングコストにはつながると思うので、ある程度の想定はして試算しているんだと思うんですけど、それはそれでよろしいですか。ある程度の試算はしているという。

【片山参事】

えーと、まだ試算はしていません。えー、まあ、メーカー、それもメタウォーターではなくて活性炭メーカーのほうとの調整となってくると思いますけど、一般的にはどのぐらいなのか。要はにおいの程度によって、えー、いつ、ああ、破過というんですけど、いつ活性炭がその能力を失うかというのは変わってきますので、その辺は最も適切な時期にできるように、常時測定をいたしますので、まあ、最初の年はどのぐらいになるかわからないっていう状況でスタートになるかなというふうに思いますけども、まあ、ちょっとくどいようですけど、メーカーのほうでもいつかえたらいいかということは、断定的にはちょっと言えなくて、よその事例を持ってきて、大体この程度ですよという情報は入ると思います。

【邑上会長】

邑上です。そうすると今の時点では、まだ例えばフィルター年に1回とか年に2回っていうことも、今の時点ではちょっと言えないという状況ということ?

【片山参事】

そうですね、はい。

【邑上会長】

だそうです、はい。フィルターの金額に関しては、あの一、ランニングがどれぐらいかかるかというのは、今の時点では試算できない。例えば、範囲はあっていいと思うんですけど、年に1回から年に3回ぐらいとか。でも、10回はないと。そういう……。

【片山参事】

1回の交換単価ですか。

【邑上会長】

ああ、なので、あの、ごめんなさい、えーと、ランニングコストの試算というのをするときに、 多分人がどれぐらいで幾らとか、あの一、フィルターがどれぐらい交換だから年に幾らとか、そ ういう試算で積み上げると幾らって出ると思うんですね。もちろん幅はあると思うんですけど。 なので、年に1回なのか、年に10回なのか、ある程度、ある程度適切な値があると思うので、 その辺があって試算しているのかなと思ったので、ちょっとそういう質問をしました。今の時点 では、それはできてないということですね。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

確認してもいいですか。ということは、フィルター交換や何かのあれは、あの、今出ているランニングコストには含まれていないということでよろしいですか。

【片山参事】

あの一、今2億から2億4,000万ぐらいだというふうに試算しているんですけども、それは あの、メーカーの言いなりと言ったら変ですけど、メーカーさんが言っていることであって、え 一、その中には入っているんだというふうに思います。

【坂本代表者】

よろしいでしょうか。えーと、先ほどからですね、片山さんがおっしゃっている、あの一、設置第1条についての、このことについては、施設の建設に関していうことで解釈されてますけれども、法律の解釈というのは、基本的には建設に関しですから、建設することも入っているけれども、建設しないことも入っているということはご理解いただいてますでしょうか。協議した結果、建設しないことも、とても建設することは無駄で、あの一、効率的でない、財政の無駄遣いになるというようなことも考えた上で、建設に関し、こうやって四十何回も協議してきて、皆さん同意も合意もされてない、理解もされていない、宿題もそのまんま、積み残しだらけで、私も理解に苦しむぐらい、あの一、わからないですよ。だから、この解釈がそう捉えているから、ちぐはぐになっているんだなというようなことだなと思います。

だから、設置規定というのはね、あの一、この第1条に設置とか、趣旨規定とか、いろいろ目的規定とか、第1条に持ってきますけれども、ここでいう建設に関しというのは、建設することがいいことがどうか、建設しては困るというようなこともたくさん皆さん出ているわけですから、それも選択の1つに入れるべきじゃないですか。

だから、町田さんがつくられた緊急動議は、そういう意味で、非常に皆さん納得できていると

いう。あ、私のマンションの住民は、皆さん非常にこれ、あの、よくできてますね、よろしくお願いしますって何人も言われました。このとおりだと思いますって。そのように皆さんから言われました。私は全員の付託を受けてきてますから。説明して、ちゃんとそういう、あの一、動議、緊急動議についても、全部プリントして配布しましたので。

【片山参事】

あの一、解釈なんですけれども、当時要綱をつくるときに、皆さんにいろいろ意見をいただいて、まあ、なかなか全て一致したと、まあ、了解、少なくとも了解したという形でスタートはしてないと私ども認識してますけれども、建設に関してってことの解釈は、建設を前提にというふうな意味合いで、私どもは考えています。

それともう一つ申し上げたいのは、ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんけれども、 運営に関しても建設に関することというふうに含まれるものについては、どうぞ意見をいただき たいと思います。ただ、まだ具体的なものは、例えば機械の形ですとか、そこまではできてませ んので、ご意見として伺って、別に運営のほうに生かしていきたいとは思います。あの、別に建 設に関してだから、運営は全くだめよという、そういうふうに捉えられたとしたら、それはまあ、 私がちょっといけなかったかなと反省いたします。

【小川専任者】

もう1件いいですか、ちょっと。えーと、まあ、こういうことに時間とられたくないんですけれども、要綱のことに関してですけどね、建設開始するっていってね、協議会開いたじゃないですか。で、建設、協議したんだけども、ね、なかなかまとまらなかったと。矛盾があると。どんだけ納得できない、結論になると。じゃ、やめましょうってこともあり得るというのが協議だと思うんですよ、協議だから。

【坂本代表者】

おっしゃるとおり。

【小川専任者】

相談して、何でも、政府でもどこでも協議しました、物別れました、やめましょうということもありますし、やりましょうというのもあるし。だから、今やっているのは、一方的な行政の説明しかないんですよ。だから、協議じゃないんです、これは。だから、お互いに話し合って煮詰めましょうということですよ。それでここで結論出して、なかなかどうも欠陥が多いというんだったら、建設やめるべきですよ。それの是非という、それも是非に入ると思うんですよ。建設を前提にするけどね、と私は思います。

【坂本代表者】

おっしゃるとおりです。

【町田専任者】

あの、栄一丁目の町田です。あの一、前回私が緊急動議を出したんですが、その件についての、 衛生組合の対応といいますか、これからどうするのか。それをちょっとお聞きしたいんですけど。

【片山参事】

えーと、動議いただきまして、その内容についてはですね、理事者に報告をしています。

【町田専任者】

それだけですか。

【片山参事】

えっと、それだけといいますか、まあ、そのことによってですね、何かあればですね、理事者 のほうからまた指示があるというふうに思っております。

【町田専任者】

あの一、内容は、この協議会が始まる以前から問題になっている内容が、そのまま踏襲されているんですよね。解決されないまま現在に至っているということで。これは根本的に、あの一、対応を考えないといけない内容じゃないんですかね。管理者はそういうことを認識できないんですか。

【片山参事】

まあ、管理者の気持ちは、私はちょっとあの、どうかなというあれですけれども。あの一、皆 さんにとっては……。

【町田専任者】

解りました結構です。

【片山参事】

ああ、そうですか。はい。

【町田専任者】

で、あの一、議案書を私は提出したいと思いますので、よろしくお願いします。

【岡田専任者】

今日の進めちゃいましょうよ、まず。邑上さんが、今日ご提案の趣旨については進めておかないとまずいんで。

【邑上会長】

もともと宿題はざーっと終わらせて、まあ、おきたい。で、あとは山崎さんから出てきたやつ、

これはずっと延びてるので、まあ、これは終わらせたかったんですけど、残り1時間ぐらいになっているので、これは難しいかなとは思ってます。

【岡田専任者】

建物寸法あと残っているの、それ説明して。

【邑上会長】

そうですね。ちょっと宿題のほうの説明は、ちょっとそのまま、あの、進めて、さっきの臭気 の話はあったんですけど、臭気のほうは宿題出しているので……。

【町田専任者】

配られてるんですけど、そのまま配ります?

【邑上会長】

配るのは構わないです。ちょっとお話は先に進めていきたいと思います。

えーと、じゃあ臭気に関しては、今度宿題がありますので、それを回答していただくということで。

【伊藤課長】

何を?

【邑上会長】

それはちょっと話はするのは、その後でということで、まず宿題のところ、5番と6番で宿題が終わると思うんで、こちらをまず進めて……。

【松本部長】

会長、ごめんなさい。

【邑上会長】

何ですか。

【松本部長】

きちんと会長が最初冒頭言ったように、きちっとやってから、やっぱり配布という話じゃないと、これはおかしいので。

【邑上会長】

やること、これを終わらせるので……。

【松本部長】

いや、終わらせるのでって、まだあるじゃないですか。

【邑上会長】

5番、次、5番お願いします。

【片山参事】

5番。

【邑上会長】

先に、あの、この5番、6番のほうは進めます。

【片山参事】

あの、前回、寸法が、えー、合わない、わかりづらいということで、えー、3点ほど加えております。建物の奥行きと、えー、それから屋根高さ、えー、それから、えー、これがちょっと、建物の幅ですね、これを入れております。それで、あのー、メタとも話したんですけれども、何ミリ合わないって森口さんからお話あったんですけど、やはり見る角度によってはですね、比が違ってきますので、例えば、邑上会長もおっしゃってましたけど、これ、上から見るとここは点になってしまいますよね。なんで、比率はやっぱり合わないということでご理解願いたいと思います。寸法は入れさせていただきました。以上です。

【邑上会長】

寸法に関しては、前回森口さんから質問があったと思うので、これ、また見ていただいて、ま あ、ほんとに明らかにおかしいってところがあれば、また指摘をしていただければと思って。

【森口専任者】

はい。とりあえず高さが今までと変わったことがちょっと1点ですね、説明会のときから変わってるんですけれど、前のところでは21.5メートルとなっていたと思うんですが、21.7メートルになってますので。数字はちょっと自分でもまだ納得いかないので、また出します、あの、後で。

【片山参事】

ああ、そうですか。ただ、それだけは言いたいんですけど、あの、芯々といいまして、建物の 鋼材の真ん中でとった図面と、それから、ほんとの高さの図面と、それが混同してたので、そう いう誤差が、数十センチの誤差が出ています。

【小川専任者】

基本的な間違いだよ。芯からやるのは当たり前、当然のことで。変なこと言うね。

【坂本代表者】

芯々とは、こういうのは言わないんですよ。高さっていうのは、芯々では計算しないんだから。

【邑上会長】

これは持ち帰ってということですね。

【森口専任者】

後で、はい。

【小川専任者】

ごまかそうとしか思えない。

【邑上会長】

じゃ、次は6番。

【片山参事】

6番、はい。前回ですね、あの一、太陽光発電と太陽光採光システムと、どのように違いがあるんですかということでお話があったと思います。簡単にメーカーのほうに比較表をつくってもらいましたので、説明をします。

今、太陽光発電システムで見積もり段階で、メタウォーターが予定したのが200ワットでございます。で、それに対して私どもは、えー、光採光システムのほうが、まあ、よろしいんじゃないかということで指示をしているところです。1つにですね、屋外に設置した集光器により太陽光をレンズで集めて、光ファイバーにより伝送して、えー、専用照明器具で室内に太陽光照明を行うシステムというシステムです。で、太陽光の太陽の動き、これに合わせて自動で太陽を追尾する、そういう機能がついておりまして、まあ、天候の変化に対応するのもできますし、安定した採光ができるのではないかということです。

それから、ここの維持管理のところにあるんですけれども、まあ、清掃はもちろん必要なんで すけど、基本的にメンテナンスフリーであるということでございます。

それから、採光方式については、まあ、太陽光ですから、自然な色合いの採光が可能という特徴があります。私どもがまとめた内容ですけれども、太陽光採用システムについては、太陽光を直接取り込むことにより自然エネルギーの導入がわかりやすく、積極的な取り組みの啓発となるのではないか。太陽光発電システムについては、太陽光を効率的に利用するには、まあ、太陽光採光システムより劣るというふうに考えたところでございます。以上です。

【岡田専任者】

これを実際に、2階のどこに設置するんですか。2階の平面図の。

【片山参事】

えーと、位置的にはですね、位置的にちょっと似たような図面なんですけど、この吹き抜けになってますけど、ここの下が収集車が入ってごみを捨てるプラットフォームと呼ぶところなんですけど、ここの上部に設置したいというふうに考えております。あ、パースで見たほうがいいか。

【岡田専任者】

2部ですか。

【片山参事】

はい。ここの緑化の位置ですね。これがあの一、えー、プラットフォームと呼ばれるごみ収集 車が入るところですけど、そこの上部の2カ所に設置したいと考えています。

【岡田専任者】

プラザ施設に設置じゃないんですね。

【片山参事】

え?

【岡田専任者】

プラザ施設のほうに設置じゃなくて……。

【邑上会長】

今の設置は、屋外のほうの設置の話をしているんですね。

【片山参事】

ああ、はいはい。

【邑上会長】

ちょっと私、屋外の外につける話を……。

【岡田専任者】

いやいや、私はこれを、中の……。

【邑上会長】

ですよね。それは私も質問したいと思います。今言ったのは、この施設をここにつけます……。

【岡田専任者】

これはもうわかっている話で、それをどういう形で利活用するのかなを聞きたいので。

【片山参事】

ここがまあ、啓発スペース、プラザ機能のルームですので、ここを中心に使っていきたいというふうに考えております。

【岡田専任者】

実際にこれで、こんなものが光るよという程度のものなんですね。それとももう、やはり全体の光が全部とれるとか、そういう範囲のものじゃないんですね。例えば、部屋に何かこうあって、例えば光があるとか、部屋の半分がきれいに照明できるよとか。どの辺の範囲まで、これを入れることによって有効、利活用できるのか。プラザ施設の、子どもに見せる、大人に見せる、見学

用にとどまるのか、施設の照明まで使えるのか。

【片山参事】

はい。あの一、基本的にはプラザ機能の、パネルのほうは容量に200ワットというふうに、 向こうのほうは、メーカーさんは言っているんですけれども、こちらのほうは、あの一、太陽の 強さですね、太陽光の強さによって変わってきます。先ほど言ったプラザエリアについてわかる ように、その照明がわかるように取りつくということで、全体をカバーできるかどうかっていう のはですね、今の段階でちょっとわからない。

【岡田専任者】

2枚のパネルで200ワットの。

【片山参事】

はい。

【岡田専任者】

200ワットじゃ、程度ということなんですね。

【邑上会長】

今、その、太陽光に関してはどれぐらいの照明に使えるかはまだわからないということでいいですよね。

【片山参事】

太陽光は200ワットですから、100ワット電球が2個です。

【邑上会長】

あ、ごめんなさい、違う違う。採光システムで。

【片山参事】

あ、採光システムは、まだ具体的に、つけることはつけるということで業者と協議をしておりますけど、実際何ワットかというのは聞いてないですね。太陽光ですから、どう計算する、どういう表現があるのかわかりませんけど、えー、そんな状況です。

【森口専任者】

質問です。太陽光のほうは、100ワットが2個、100ワット電球が2個で200ワットということで、採光システムのほうは、電気の球でやっぱり何個かということになるんですか。

【岡田専任者】

球じゃない。

【片山参事】

球じゃなくて、光ケーブルで分配しますので、何カ所でそれを光らせるとか、持ってくるとか、

そこはまあ、これから協議していくということですね。

【岡田専任者】

どうせやるんだったら、子どもが、ああ、こうなんだなって。

【片山参事】

そうですね、やっぱり。

【岡田専任者】

ただ天井にぶら下げるだけのものじゃ、ちょっとつまらないので。

【山崎専任者】

済みません。採光システムのことなんですけど、その、晴れてるときは何となくわかりますけれども、見学者が来て、曇っているとか、雨が降ってるとか、そういったときの採光率っていうんですかね、効率はどうなんですか。あの一、曇っていると光らないとか。太陽光パネルだと、曇りでも受電できるんですよ。だけども、この太陽光採光システムというのは、どのぐらいの効率、曇りだとか雨のときに照明として使えるのかどうかね。もし使えないときは、また新たに別に通常の照明をつけてやるんですか。

【片山参事】

足りないときは、もちろんそういうふうになるんですね。

【山崎専任者】

ということは、二重に設置するということですね。

【片山参事】

そう.....。

【山崎専任者】

採光システムと、その、通常の照明を設置すると。で、実際に見学者が来るのはどのぐらい想 定しているのかわかりませんけども、考えられるのは月に1回とかぐらいですよね。そのために つけるということですね。

【森口専任者】

はい、森口です。えーと、つけてもつけなくても、照明としての機能は考えずに、普通にほかの照明は配備して、来た方にこういうことをやってますよって見せるためだけにつけるということでいいですか。

【片山参事】

まあ、あの一、結論はそうなってしまうのかもしれませんけど、一応自然エネルギーの有効利用ということで、こういう例がありますよという紹介ができるかなというふうに思っています。

えー、そういう啓発っていいますかね、コマーシャル目的でつけたいというふうに考えています。 その意味合いはですね、太陽光発電も同じです。

【森口専任者】

金額は5,000万だったんですね、両方とも。

【山崎専任者】

屋根全面にやると。

【森口専任者】

屋根全面にやると。これだけだと、どれぐらいの予算なのかはわかりますか。

【片山参事】

わかりません。はい。

【邑上会長】

あれですよね、目的が何だったかってわかれば、多分あんまりこう、ごちゃごちゃ話にならなくて、多分こういうものがありますよっていう紹介。部屋全体とか全館の照明をこれで賄うとかって目的じゃないということでいいですよね。なので、まあ、こういう技術があって、こういうことができますよっていうことだそうです。という、最初に目的がちゃんとあると、そこがわかりやすかったかと思うんですけど。

ちょっと邑上としては、維持管理のところは、メンテナンスフリーって書かれているんですけ ど、これ、実際動くんですよね。太陽の動きに合わせてって書いてあるので。

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

多分、こう、動くと思うので、実際にはそこにモーターなり何なりがあるので、メンテナンスフリーではないと思うので、ちょっと書き方が、どうかなという気が。機械があると思うので、そういうことを書いといていただいたほうがよかったかなと思います。

じゃ、この部分に関してはいいですかね。

【坂本代表者】

あ、その部分に関してはですね、ほんと無駄な時間だなと思うのは、森口さんの質問によって 出されたんですけども、あの、この前も申し上げたように、設計理念がないからこういうのを設 置しようとするんで、金もかかるし。だから、トップライトだと、これは無料なんですよ。で、 客が来たりして、案内する。部屋の照度とかいうのは、建築基準法施行令で、照度何ルクスとい うのは大体の基準が決まってますので、えー、トップライトをつければ電気料も要らないし、そ れで通常の、あの一、照明もつけられる。だから、こういうものは要らないということをはっきり言えばいいのよね。どうしてもつけなければならないというものじゃないでしょう。方法は幾らでもあるんだから。設計はね、あの、1人の設計者でも何重も出せるから。だから、こういうのは時間の無駄。

【邑上会長】

ほかはいいですかね。確かにちょっとだけ、こんなのありますよって紹介のわりには、ちょっと規模が大きい感じがしちゃいますので。もったいない気がしますね。

宿題、一応以上なんですけども、前回の議事録を見ると、ちょっと足りないんですね。で、そこまでお話ししたいんですけれども。えーと、議事録の順番でいうとですね……。

【片山参事】

拡散計算。

【邑上会長】

流体拡散については、別途専門会社にとらせてみるということと……。屋上緑化ですね。その 部分のランニングコストを別途回答ということ。その2点が。

【伊藤課長】

口頭で。

【邑上会長】

あ、はい。何か回答があるそうなんで。

【片山参事】

1つ目ですね。拡散計算をやってくださいっていうお話で、非常に難しいという回答をしたんですけど、その中で、専門のところにですね、問い合わせをしてみますというふうに私が申し上げましたので、問い合わせた結果なんですけど、やはり不可能ではないというふうに聞いておりますが、シミュレーションするに当たり、条件が難しいと考えられますという回答です。熱影響、気温や外壁、屋根からの放射熱等。それから、2点目が、排出空気の性状ですね。水分量、温度、密度等。それから3つ目、屋根、えー、屋根形状、まあ、今回複雑な屋根形状してますので、こういうことがあるので非常に難しいという回答でした。だから、できましたらですね、あの一、まあ、施設が稼働後は発煙筒をたくとかそういうことをして、実際にどう流れるのかというのは見ていただけると思うんですけど。多少の向き変えぐらいだったらね、位置がえはちょっと難しいですけど、ダクトの方向変えぐらいはできますので、そういう対応で、えー、ご理解願えればありがたいなと思うんですけど。

【森口専任者】

はい、森口です。あの、あそこの場所についてて、ダクトの方向を変えても意味ないと思います。

【小川専任者】

全然意味ないよ。

【森口専任者】

それと、今回片山さんが、条件が難しいっておっしゃったところの3つのうち幾つかは、前回 もおっしゃられたんで、結局、問い合わせても、前の回答と同じだったっていうことにしかなら ないんですが。

【片山参事】

ただ、不可能ではないというお話は聞いています。まあ、学術的なレベルになりますけども、 拡散ソフトの開発販売会社でできるっていうところはあったと聞いています。

【森口専任者】

それをやっていただける、やっていただくことはお願いできるのかできないのか。

【片山参事】

えー、一応ですね、まあ、そういうことにつきましてはですね、先ほど申し上げたとおりですね、できた後ですね、パウダーを使うなり、発煙筒を使うなりで確認させていただきたいと思います。ただ、あの一、今申し上げました、拡散ソフトの開発販売会社で聞き取りをした結果ですね、1件で大体30万から40万円ぐらいかかる、1件でですね。で、期間については、まあ、えー、向こうのお腹が、お腹がいっぱいといいますか、技術屋さんがあいてるというふうになれば2週間ぐらいできますけども、通常は1カ月以上はかかるんじゃないかという話は伺っています。

【森口専任者】

森口です。1件っていう、1件30万というお話だったんですけど、これは1件ではない、発 注すると1件ではないということですか。

【片山参事】

まあ、排気口が2カ所ありますので、えー、1件ではそぐわないかなと思っています。1件ずつと、それから総合といいますか、2本一遍に出たときと、3回ぐらいあるのかなという感じですけど。

【森口専任者】

出ているVOCの種類によってとかということではなく、排気口の口数と総合的なものとで3

件になるという意味ですね。

【片山参事】

あの一、そこまで専門的なことはわかりませんけども、単純に考えてそうなるのかなと思います。で、森口さんがおっしゃったVOCの濃度っていうのは、どの程度出るかというのはまだ、あの、それから何が出るかというのはわかってませんので、単なる空気の拡散がどうなるのかという話になるんじゃないかなと思います。

【森口専任者】

空気の拡散として、不可能ではないということだけを確認して、金額は1件30万で、3件になるのではないかと。

【片山参事】

30万から40万。

【森口専任者】

はい。

【小川専任者】

私、隣に住んでる、イーストスクエアの小川ですけれども、住民としては、あの、現状、一番高いところあるから、どこに向けようがね、風の向きによって全部影響受けるんですよ。うちもマンションじゃなかったら、あの一、あそこの、う一、森永のほうに行くしね。それがこっち行ったら、またあの、ちょっとあの、向こうのプラウドのほうに行きますしね、どこでも同じなんですよ。だから結局は、結論的にはね、あそこの自体が無理ということですよ。それは最初から言ってると思うんですよ。あんな密集地につくるから無理が出ると、私はそう思います。

【邑上会長】

邑上です。拡散というお話になっているんですけども、あまりに難しくですね、あの、考えるというかですね、厳密に考えるとそういう話になっちゃうんですけれども、まずは空気の流れだけ見るのでもいいんじゃないかという話を前回してたと思うんですね。ですので、排気口から、ある条件で出てきたら、どこに空気が流れていくのっていう計算であれば、それほど難しくないかなと思います。で、実際、ちょっと今正確じゃないんですけども、どこか壁を設けるみたいな話してますよね。建物というか境界のところ。そうすると、壁のあるところは多分そんな乗り越えにくい。まあ、ちょっと高さにもよりますけど。それで壁がないところにだんだん流れていくんだろうなというような気はします。そうすると、壁はどこにつくるんでしたっけ。

【片山参事】

えーと、遮蔽壁の話が出ましたけど、森永さん、ですから、東側と、えー、さくら苑側ですか

ら南側ですか、この2面については設けたいと思っています。

【邑上会長】

高さがどれぐらいというのは、何か今想定されているんですか。

【片山参事】

今まだ、あの一、決まってませんけど、提案を受けているのは2メーター程度というふうに聞いて、なっています。

【小川専任者】

イーストスクエアのほうは、あの、やらないですか。こっちのマンションのほうは。

【邑上会長】

向きでいうと、北側と、え、西側にはつけないということですね。

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

西側は出入りする道路があるので、壁つけるわけにはいかないですよね。

【小川専任者】

一番被害を受けるんだね。

【森口専任者】

森口です。今言ってる話は、えーと、上のVOCの問題じゃなくて、遮蔽壁というのは、キョウカ、境界線、敷地のところに建てる遮音壁のことですか。

【邑上会長】

え一、拡散は難しいということなんですけど、その、空気の流れ自体に関してもやらないっていう話になっちゃいますか。まあ……。

【小川専任者】

それでつくってもね、流れるんですよ、風は。ねぇ。そんなのね、議論する自体がナンセンスですよ。わかってるの。そういうね、狭いところだからつくるなって言ってるの。

【邑上会長】

一応排気口から出てきて、どんなふうに流れていくかというのが見えたほうがいいんだろうな とは思ったんですね。

【小川専任者】

大体住んでるとわかりますよ、風の向きは。4階、僕が住んでるとね、風の流れわかります。

【邑上会長】

まあ、建物は屋根の形状からしても、その、まあ、乗り越えていくよりは、下に落ちていくと 思いますので、まあ、北と西のほうに行くんだろうとは容易に想像できるとは思いますけどね。

【小川専任者】

どんなにしてもね、あの、VOCは下に落ちますからね。下に。空気より重いものはありませんけど。

【片山参事】

こう回って、こう行くような。

【小川専任者】

軽いものもあるけど、下に落ちますから。

【邑上会長】

ここから出てくるんですから、こう乗り上げるにはちょっと高さがあるので。まあ、だからこっちに流れていきますよね。あと、風向きで変わるでしょうけど。

【小川専任者】

風向きが変わるから。一定の方向じゃないから。

【邑上会長】

今回は、まあ、これはあきらめる。大体流れだろうからっていう。

【岡田専任者】

いや、いや、そしたらね。

【小川専任者】

気休めにしかならない。

【岡田専任者】

その、運営協議会、片山さん、将来運営協議会なるものは設立されるということは考えられますよね。

【片山参事】

運営協議会は、お願いしたいというふうに思っています。もちろん皆さんも合意がないとできませんので、私どもとしては設置させていただきたいと思っています。

【岡田専任者】

できたらそういうものが設立されたら、そういう中で今言った測定をいつやるとか、そういうことの議論を始めるということですね。一応今、片山さんもそういう形で対応したいという。

【片山参事】

お願いしたいと。

【岡田専任者】

ということをおっしゃったんで……。

【片山参事】

はい。はい。

【岡田専任者】

じゃあ具体的にはどうかといったら、そういうところに持っていくのかなと考えるんですけどね。

【邑上会長】

シミュレーションできるかなと思って、この間は提案しましたけど、まあ、難しいという回答。 あと、皆さんもどうせこう流れるんだろうというような、まあ、ちょっとあきらめの部分があっ たりするので。まあ、事前のシミュレーションではなくて。

【岡田専任者】

完成後。

【邑上会長】

っていう、に確認をするという話。

【岡田専任者】

それだけ約束しておいてもらわないと、そんなこと知らないって言われたら困るので。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

はい。今、あきらめで、あきらめは納得ではないし、了承でもありませんっていうことを言いたいのと、できてからこっちにやっぱり流れているねと言われても困るんです。で、今、岡田さんが、じゃあ今やらなくていいのかっていう話になれば、やっていただければやっていただいて、じゃあこっちへ来ているのが確認できたから、やめていただけますねって話まできっちり約束していただけるんだったらやってほしいですけど、結局、片山さんたちがやらないのも、流れていくのはこっちだってわかっていると。みんなも流れていくのには、この間、あの、お話しいただきましたけど、水が流れていくのを思ったって、どうやってもこっちにしか流れないよねっていう話も、ほかの委員さんからありましたから、みんなが流れていくのは、イーストさんに流れていくんだろうな、グランドメゾン側に来るんだろうなというのはみんなが納得、納得というか、

あの、認識をした上で、え、今、小川さんのほうから、そういうことだったらやめてくださいという話で、決して、あの、あきらめたりとか了承しているから、今検査をしなくていいと言っているわけではありません。

【小川専任者】

それはそうだ。

【片山参事】

承知しま、承知しております。えーと、ただ、言わせていただきたいのはですね、出口濃度は極力低くしますので、拡散を、さらに拡散をしますので、まあ、影響はないだろうというふうに考えています。で、あの、会長も北河内4市で経験していただいたと思うんですけど、出口側でにおいかいでいただきましたよね、脱臭装置の。出口側で。

【邑上会長】

はい。

【片山参事】

で、あれよりもさらに光触媒を加えた施設ですんで、さらににおいが少ないというふうに感じて、あの、考えております。出口濃度は低いということは理解していただきたいと思います。

【森口専任者】

その濃度は臭気ではなくて、今話していたのはVOCですけども、大丈夫ですね。

【片山参事】

えーと、VOCと臭気は同じ、同じようなものといいますか、えー、でございますので、VOC対策が、えー、臭気対策になりますし、臭気対策がVOCにもなる。ただ、適した活性炭は違うというふうにメーカーから聞いておりまして、えー、ですから、出口が2カ所になっていると、こう理解していただきたいと思います。

【邑上会長】

次。

【片山参事】

いいですか。

【邑上会長】

緑化。

【片山参事】

えーと、緑化についてなんですけど、メンテナンス費用をというお話でございまして、メーカーに問い合わせしました。で、申しわけないんですけど、えー、最終的にはポンプの電気代だけ

だということです。ていいますのは、これ、屋根がありますけど、屋根に降った雨水は全て、あれ、ちょっとずれちゃった。屋根に降った、あの一、雨水は全て地下の水槽にためまして、それを灌漑といいますか、灌水ですか、庭木にまく水に使います。その水を、え一、屋上緑化にも使いますので、水代がかからない。ですから、電気代だけだっていうことなんですけど、その電気代が幾らかと言われると、ちょっと何とも言えないという回答でございました。以上です。

【森口専任者】

はい。えーと、屋上を、土を置くのに当たって、強化するとかいう金額ではなく、今お話しい ただいたのは、ランニングコストのことですね。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

それと、あと緑化面積について、この間、お尋ねして、東京都の法令にのっとった面積にするということだったんですけれど、東京都は実際、この4,300平米ぐらいのところにこれだけのものを建てると、幾つの緑化が必要としていて、地面では幾つできて、屋上では幾つ、屋上では何平米必要になったのかということを、今日じゃなくてよろしいので、次回までに教えていただけるようお願いします。

【片山参事】

えーと、それはですね、今暗記はしてないのであれですけど、えー、施設整備の実施計画の中に明示してありますので、そちらをお持ちでなければ、そちらを、えー、お渡ししますけれども。 その実施計画に入っていただくものです。

【山崎専任者】

えーと、屋上緑化の、あの、ランニングコストの件なんですけども、今、雨水を、屋根にたまった雨水を下のほうであれして、循環させてって話でしたけども、当然あの、屋上緑化ですから、あの一、土が入るわけですよね。どういう構造で、どういう躯体で土を入れるのかよくわかりませんけども。当然土を入れますよね。スポンジだけでやっているというような、簡単なあれじゃないですよね。ということは、そこに雨がたまるわけですよね。そうすると、当然排水もやりますよね。と、土も一緒に流れるような形になると思うんですけども、そうすると当然それだけの排水もしますよね。で、土が流れていって詰まったり、そういったことも当然メンテナンスしなくちゃいけないんじゃないですかね。

【片山参事】

えーと、正直なところ、私ども屋上緑化をした施設をメンテナンスしていませんのでわかりま

せんけれども、さまざまなところでやられている手法なので、その辺の対策はなされているかなということです。

【山崎専任者】

対策はいいです。対策は当然やらなかったら詰まっちゃうんですから。ですから、そういった ところにメンテナンスの費用がかかるでしょう。かからないんですかって聞いている。

【片山参事】

それについては、メーカー側はですね、えー、まあ、メンテナンス費用といいますか、作業される職員の方がですね、定期的に、まあ、もちろん詰まったらですね、詰まるようなことがあるのかどうかわかりませんけれども、えー、掃除をすればいいことなので、その人件費が幾らかというところまではちょっと出せないという。

【山崎専任者】

そういうの入れて、あの、ランニングコストになるんじゃないですか。と思いますけどね。だ から、かからないよっていうのは断定できないんですよ。だって実際やってないんだから。

【邑上会長】

邑上です。もともと岡田さん、この辺ちょっと発言されていたと思うんですけど、邑上の認識だと、その、屋根の構造とか、何もない屋根の構造ではなくて、土とか、まあ、木か植物かわかりませんけどあるので、その辺で通常の建物とは違うランニングがかかるんじゃないかっていう質問なのかなと思っていたんですけど、そういうわけではないですか。

【岡田専任者】

いや、僕は躯体そのものの建設費が上がるでしょうと、素直に。

【邑上会長】

それはイニシャルということですよね。

【岡田専任者】

イニシャルコストとして。で、今、ランニングコストというカテゴリーの中で話しちゃっているから、建設費や躯体に含まないよってことなんですけど、これをやめてしまえば、屋上はもっとコスト的には安くできるでしょうけど、どうしてもここに持ってこざるを得ないのであれば、トータルでね、まあ、後日質問したような形の内容なんですけど、これはもう東京都の法律に逆らって建てるわけにいかないですから、しゃあないのかなという。それは山崎さんのほうからのご質問の中では、土の流動防止だとか、それはやはり建設費の中に含まれるのか、えー、何ていうのかな、オペレーションコストに含まれるのかちょっと微妙なところがあるんですけれども、いずれにしても土は流れるんだから、追加しなくちゃならないっていうときは必ずくるから、そ

ういう意味ではオペレーションコストのほうに入ってくるのかなという。

【邑上会長】

そうですね。

【岡田専任者】

そのような気がします。

【邑上会長】

まあ、大体これ、比較するときっていうのは、ライフサイクル何十年になるかわかりませんけど、イニシャルでかかるお金とランニングでかかるお金を積算した状態で、極力安いほうにしようって選ぶのが通常だと思うので、そういう意味で、今回ここには、議事録にはランニングコストって書かれたので、今、そういう話になっているんですけど、実際には建設の話……。

【岡田専任者】

だから、気持ちの上ではこんなものないほうがいいねという。

【邑上会長】

まあ、そうでしょうね。

【岡田専任者】

そういうことです。

【邑上会長】

わかりました。

【坂本代表者】

それについてはですね、屋上緑化をする場合には、今は、その、技術が発達してですね、あの、防水としてFRPで全部覆う、プールみたいに覆わないといけない構造になってくると思います。それと、やっぱり地下のほうに水を、あの、引き込んでいくのであれば、パイプドレーンも必要ですし、そこら辺のメンテナンスも必要ですし、いろんな経費がかかるんですね。それよりも、やはり緑化することによって、植栽の管理というのがまたランニングコストで大変なことになってしまうと思います。手入れしなければ、周りに木の葉が散ったり、葉っぱが散ったり大変ですので、そこら辺はかなり違うと思います。建築構造にしてもですね、積載荷重によって構造物がまた変わってきますので、そこら辺も単価を上げる、その、大きなファクターになると思います。以上です。

【邑上会長】

前回一応光橋さんがですね、質問ということでされていたんですけど、今の回答ではどうですか。

【光橋専任者】

あの一、片山さんの回答はほぼ電気代だけだとおっしゃってましたけれども、えーと、木を植えるんですから、木は枝が伸びるでしょうし、定期的に刈らないといけないだろうし、葉っぱは落ちるでしょうし、拾わなきゃといけないでしょうし、そこら辺のことはどう考えられているのか。今のご回答だと、全く考えられていない。そして、ランニングコストのことも全然考えられてないということがよくわかったというご回答です。こんなことでいいのかなというのが感想です。

【小川専任者】

結局、あの一、いろんな話を聞いて総合的に対策を立てると、ランニングコストが2億か2億5,000万ってお話があったんですけど、まだわからないんですね。もっと多くなる場合があるんですよね。膨大な金がかかる可能性もあるってことですよね。どうですか。

【片山参事】

全体のランニングコストについては、今のところ2億から2億4,000万程度じゃないかというお話をしていますが、これはメーカーが示してきた、まあ、えー、費用でございまして、極力、まあ、正直申し上げますと、2億円を切るような形まで圧縮できればと考えてはいますけれども、なるべくその範囲の低い値か、それ以下でメンテナンスできるように考えたいと思っています。

【坂本代表者】

それは、それは廃プラの処理費用だけで2億から2億4,000万という話じゃないですか。だから、ほかの、ほかの人件費とか入ったらとんでもない数字になりますから、そこら辺はそんな大雑把なことを言ってて、後で追加追加、補正補正というようなことでやられても困るんですよね。だから、実際はこんなものはつくらないほうが一番いい。

【小川専任者】

いや、あの、片山さんがいうことは、それは誰でもそうなりますよ。だけど実際は、今話を聞きましたら、あっちこっちいろんなものが出てきて、あの一、多くなる可能性が多いということですよ。それと、もし2億以下にしようと思ったら、どこか削らなきゃならないんですよ、どこか。ということと、私は思います。

【邑上会長】

はい、ありがとうございます。坂本さんが、人の、人件費が入ってないんじゃないかって話が あったんですけど、先ほどの2億から2億4,000万というのは、人件費は入ってないんですか。

【片山参事】

一番かかる人件費は入っております。

【邑上会長】

だそうです。

じゃ、ちょっと2件の宿題はですね、まあ、口頭だけになってしまいましたけれども、一応回答として書いた、はい。ありがとうございます。

【岡田専任者】

私のこだわりが1件あるんですけど。

【邑上会長】

はい。

【岡田専任者】

その説明というのは、必要ないっていう回答が紙で、2カ月前から。私自身のこだわりなんですけどね、必要ないというのは、要するに向こうの燃焼工場であって、プラスチック工場は要らないという組合の判断とは何なんですか。要らないということは。

【片山参事】

要らないというような答えをしたつもりはないんですけど、シャワーで代替をさせていただき たいと。シャワーで、えーと、お風呂の機能も、体を洗ってにおいを落とすんでしょうけれども、 そういう機能ができるんじゃないかというふうに判断させていただいたということです。

【岡田専任者】

ほんとにそう思います?

【片山参事】

はい。

【岡田専任者】

自分が。自分が実際働いて、現場の人のことを考えたときに、それは片山さんの考え方ですか、 組合の考え方ですか。それをはっきりさせてください。

【片山参事】

あの、組合として考えております。あの……。

【岡田専任者】

済みません、村上さん、どう考えます? ほんとに現場の人のことを考えて、一番大変な人ですよ。その人たちを一番考えてあげるのが、我々のその、建設というところにかかわってくるんでね。私はほんとにこれはね、安易に考えているな。皆さんは違うかもわからないですけどね。

【村上事務局長】

これは片山1人の意見ではなくてですね、組合でも何人かで議論をしていました。やはりあの、

生活のですね、習慣の違いとかもありまして、やはりシャワーで、まあ、これはこの差異はですね、まあ、納得していただこうという結論に達しました。あの、うーんと、確かにお風呂が望ましいと思っている方もいらっしゃると思いますけども、まあ、大方シャワーで早く汚れを落として家に帰りたいと、まあ、そういうような形で思う人が、今は多いのではないかなということでございます。

【岡田専任者】

済みません、松本さん、建設をする立場の、東大和市の担当者はどう考えます?

【松本部長】

えーと、そこについてはですね、あの一、考え方が、えー、東大和は違います。あの一、正直ですね、別にこれ、組合と仲が悪いからとかそういうわけでもなくて、あの一、確かに人それぞれシャワーで済ませればいいという考えもあれば、やはり浴槽は必要だという考えもあるというのはわかるんですが、やはり市内に、えー、施設ができるわけですから、えー、今いろんな全国見てもですね、水害でかなりの豪雨で被害をもたらされている地域が多いわけですよね。

で、それらも考えますと、いつここも、えー、どういう災害が来るかわからないっていうのがありますので、そういった幅広い部分、将来的なことを考えれば、やはり周辺住民の方たちが避難することも可能な場所にしていかなければいけないというふうに考えていますので、したがいまして、そういう観点からも含めると、えー、大なり小なり、やはり被災地の市民の方たちがお風呂に入れてよかったっていう、ああいうテレビではあるんですけどね、ああいうーコマを見てしまうと、やはりあの、お風呂、まあ、意外と私たち東大和はですね、恵まれた土地にあるので、そこまでの災害には見舞われてないですけど、やはりそういったところも考えると、将来的にそこはもう今現在考えていかなきゃいけない部分では、これを設置する必要があるというのが東大和の考えでございます。以上です。

【岡田専任者】

済みません、小平さんと村山さんもご発言、お願いできます?

【松尾課長】

はい、小平市の松尾です。あの一、小平市にでもですね、皆様、この協議会の皆様、リサイクルセンター、小平市のリサイクルセンターに施設見学に来ていただいた方もいらっしゃるかと思います。リサイクルセンターでは、小平市の清掃事務所というのを持っておりますけれども、どちらにも、あの、清掃事務所のほうにはお風呂場はあるんですが、今は使っておりません。リサイクルセンターにはシャワー室のみございます。が、これも実際には使っていないというのが現状です。

なぜかといいますと、やはり市内に自転車、あるいはバイクで通われている方が多いわけですね。その方たち、みんな従業員の方に聞きましたら、全員じゃないですよ、全員ではないんですけども聞きましたら、やはりすぐ帰りたいと。で、ゆっくりお風呂入るのかお食事するのかわかりませんけれども、自宅に帰りたいということで、シャワールームはありますが、男女1つずつあるんですが、使っていないというのが今、現状です。

ですので、今回、いろんな視点、考え方はあろうかと思いますけれども、従業員数、あるいは 男女比によって、じゃあ2つ、1つずつつくらなきゃいけないのかとか、あの、そうなると、じ ゃあ手狭じゃないかってことになるんでしょうけれども、そこはシャワーですね、代用、代替し ていただければいいのかなという考えもあります。ただ、災害のとき、起きたときにどうするん だといったときに、やはり災害の機能を保たせるなら、もつならば、それは立派な、まあ、立派 がどこまでかわかりませんけども、施設があったほうがいいという、こういう視点もあろうかと。

【岡田専任者】

今新しいシステム全体では、浴槽はつくる方向ですよね。そこまでいってなかったっけ。あ、 ごめんなさい、じゃあ今はあの、浴槽は使ってないんですか。あの一……。

【松尾課長】

使ってないですね。

【岡田専任者】

私、使っているって聞いたの、じゃあそれは間違いか。

【松尾課長】

実際使ってませんね、はい。

【岡田専任者】

実際使ってないんですか。

【片山参事】

私どもですか。

【岡田専任者】

はい。

【片山参事】

私どもの風呂は、使ってます。

【岡田専任者】

使ってますよね。

【片山参事】

使ってます。

【岡田専任者】

使ってます。

【片山参事】

あの一、職員用のほうはもちろん使ってないんですけど、えーと、委託業者さん、運転の委託 業者さんがいらっしゃって、そちらの方々は使ってます。

【岡田専任者】

使ってますよね。要するに、現場の人たちは使ってますね。

【片山参事】

使ってます。

【岡田専任者】

そういうことです。そういう、要するに現場の人のことを言っているわけですからね、私は。 職員の人なんか、別にいいわけです。現場の人をどれだけ温かく、工場で働いてもらえるかとい うことを言っているんでね。小平さんは必要ないという判断ですか。

【松尾課長】

はい。

【岡田専任者】

プラスチック工場は要らないと。

【松尾課長】

実際に今……。

【岡田専任者】

清掃工場は要るけど、プラスチック工場は、小平は要らないという判断ですね、じゃあ。

【松尾課長】

はい。現在のリサイクルセンターの現状を申し上げると、そういう、繰り返しになりますけれ ども、リサイクルセンターではあります、シャワールームはありますが、使っている方はいらっ しゃらない。なぜならば、すぐ帰りたいというご意見が多いということです。これは事実です。

【岡田専任者】

リサイクルセンターは……。

【松尾課長】

はい。瓶、缶、ペットボトル。

【坂本代表者】

今おっしゃっていたのは、あの一、萩山の駅から10分ぐらいのところのリサイクルセンターですよね。

【松尾課長】

そうですね、はい。

【坂本代表者】

で、あの敷地の4分の1ぐらい、今、リサイクルセンターになってて、私も2回ほどお邪魔させていただきました。で、リサイクルしたのを販売している自転車とか家具とかたくさんありましたね。1カ月して行ってみたら、全然動きがなくて、あ、売れないんだなと思いました。ああいうところは人も少ないし、全く必要ないかなとは思いました。ここで想定しているのは、全然違うとは思います。

【松尾課長】

そうですね、はい。

【岡田専任者】

もともとその風呂の施設がつくってなかったということでしょう、もともと。風呂の施設はある? シャワーの施設はあるけれども、お風呂の施設はないわけでしょう。

【松尾課長】

ないです。小平市のリサイクルセンター……。

【岡田専任者】

だから、ないから要らないんじゃなくて、ないから入れないから使ってない。ちょっとおかしいんじゃないのかな。まあ、いいです。どちらにしても、小平の判断としては要らないという。要するに、東大和じゃないんだから、まあ、やめます。はい。村山さんは。

【古川課長】

はい、武蔵村山市の古川です。えー、武蔵村山市においてもですね、まあ、公設ではないですが、民設民営のリサイクルセンターがございまして、こちらのほうで武蔵村山市の資源物のほうを処理しております。従業員数としましては約20人ほどいますが、やはりこの施設についてもシャワー施設はおろか、お風呂の施設はございません。ですから、もとからついてはいないということで、まあ、あればどうですかというようなお話っていうのは、民間の中でなかった、これから、あの、これまでなかったというようなお話ありますけれども、あの一、今、小平の、小平・村山・大和衛生組合内のお風呂については、まあ、地下水を利用しているという部分もあるのかなと思っています。地下水を利用して、焼却熱を使ってですね、えー、お風呂を沸かして、お湯

が常に出る状況。そこの場所とは、やはり今回の場所、東大和の今回新しくつくる施設とは、ちょっと状況が違うのかなというふうに思っております。

そういう中で、従業員の方については、あの一、お風呂場、広いお風呂で、今の中島町の衛生 組合のように、入れる方が是とする方もいるかもしれませんが、あの一、シャワーで最低限対応 していただいて、えー、納得していただければなというふうに思っていますので、武蔵村山市と しても、今の施設では、あー、やはりお風呂をつけることは困難であろうというふうに感じてお ります。以上です。

【岡田専任者】

不要ということですね。

【古川課長】

いや、困難……。

【岡田専任者】

いや、困難なことはないわけですよ。

【古川課長】

はい。やはり無理でしょうというふうに思っています。

【坂本代表者】

済みません、今の武蔵村山市さん、えーと、それは比留間運送のことですか、現状で。

【古川課長】

はい。あ、済みません、あの一、今お話ししたのは、比留間運送さんではなくて、武蔵村山資 源有限会社という会社のことを、あの一、言っています。

【坂本代表者】

以前比留間運送といっていたその会社ですか。

【古川課長】

ああ、違います。

【坂本代表者】

それはまた……。

【古川課長】

比留間運送の、今、生ごみ処理とかですね、あの一、市のモデル事業を行って対応している比留間運送の工場とは別のところに武蔵村山資源有限会社というところがあります。今は委託の形態としては、比留間運送等を含めた清掃事業協同組合というところに市は委託をして処理をしているという状況です。

【坂本代表者】

ああ。それであの、ちなみにですね、私も東京都に提出された多摩26市のですね、家庭ごみ有料化財政計画というのを見させてもらったんですけれども、基本的にですね、先ほど片山さんがおっしゃっていた、その、ランニングコストが大体年間2億から2億4,000万っておっしゃってましたですね。だから、この中でも当初から質問されてました、民間委託のほうは、民でできることは民でやるということで、民間で、やはり話のあれとこれって出していたら、民間委託した、あの、委託費、それと、それが幾らかかるかというのは、おそらく1億はかかっていないと思うんですよ。そうであれば、ずっとそのほうが効率的じゃないかという意味でですね、そんなにかける必要ないんじゃないか。しかも、えー、小平も武蔵村山も有料化されていないし、今、ほぼ大体ですね、有料化してから20%平均的に、データではですよ、削減できているんですね、あの、ごみの、あの、ごみの削減が。

だから、そっちをやってから取り組むんだったらわかるけれども、まだ山崎さんの出された質問に全く回答ができていない状況で、何で今急いでやらなければいけないんだ。世の中の情勢も変わったらどうするんだというようなことで、あの一、申し上げた次第です。

【邑上会長】

ありがとうございます。お風呂については、各市の意見というか考えも出てきたので、一応そ ちらを書いていただいてということで、お願いします。

そうするとですね、宿題としては、前回の宿題は基本的には回答できたかと思うんで、時間も 時間ですけれども、先ほど、あの一、先ほどの内容、何か皆さんに配られているんですか。

【町田専任者】

はい。

【邑上会長】

私のところには来てないんですけど。

【町田専任者】

はい。まだありますので。

【松本部長】

済みません。そこの辺の議論を、私たちは別にやめてくださいと言うつもりはございません。 まあ、別にこういった議論をしていただくのは自由だと思います。ただですね、一言だけ申し上 げたいのが、協議会という、まあ、公式の場で取り扱うような内容にはそぐわないというふうに 考えていますので、協議会については、ここで済みませんが、しめさせていただきたいと思いま す。なぜならば、これについては、前回のときにも、えー、各市それぞれが、えー、候補地を出 すとなっています。そうすると、今ですね、東大和市の状況というのは、焼却施設をつくる場所 すら、もう東大和は今ないんですという現状がございます。それなのに、この話をこの場でとい うのは、それは私たち、市の職員として、東大和市の責任がとれない。

で、東大和市としては、えー、現時点では、このような形で、えー、最終的に焼却炉の更新を させていただくのが最善だという判断のもとにですね、この協議会を設置させていただいており ます。ですから、この議論をされることは、私たちはとめませんので、協議会とは切り離してい ただくという形でお願いします。

またですね、えー、もう1点誤解を招くのがですね、えー、皆さんは言いますよね。先ほどの、今日の中で坂本さんが一言おっしゃったんですけども、全員の付託を受けていると言っているので。ですから、この中には全員の付託を受けてきている方と、一個人という形でしか発言できない部分というのはあるんですね。ですから、坂本さんみたいに、坂本さんが皆さんの、まあ、付託を受けているからいいかもしれない。ただ、前回の会議のときもあったんですね。私はそこまでこの重たい内容は発言できませんという方も、中にはいらっしゃった。だから、そういう温度差もあるから、やはりこの協議会というところとは切り離すというのが、まずはそれが筋だろうというふうに思います。

一方で、えー、ここで東大和市の議会だよりが出ました。で、目を通していただいている方もいれば、まだ目を通されていない方もいらっしゃるかと思うんですが、えー、その中を見ていただくとわかるんですけれど、桜が丘の国有地を、今後焼却炉として活用するのがいかがかっていう質問が、えー、具体的には6月の議会で出ておりまして、そのことが今回、議会だよりということでまとめられて、えー、皆さんのところに配布がされてると思います。なので、この話をこういう公式の場でしてしまうと、あたかもそれに皆さんが、じゃあ桜が丘の国有地に焼却炉をつくるの賛成しているかのごとくに誤解を受けますよという部分がございますので、その辺もよく加味した上でというふうに私たちは思っておりますので、ですから、えー、ぜひとも協議会とは一度切っていただいてから、えー、この部屋の使用の許す限りの時間の中で、皆さんの中でご議論をいただければと思います。以上です。

【邑上会長】

はい、ありがとうございます。ちょっと照明つけていただけますか、こちら。はい。

まずですね、町田さんに一応配っていただいた内容について、ちょっと一旦お話ししていただいて、で、それでほんとにそぐわない、みんなやめるべきだということであれば、そういうことでいいかなと……。

【伊藤課長】

済みません、会長、済みません。事務局としては、今日議題として、やっぱりこの後、山崎さんのものをやりたかったんですけど、そこをまた新たにというところはちょっとどうかなという ふうに感じてしまうんですけど、またこれで……。

【邑上会長】

はい。まあ、ちょっと仕方ないですね、はい。

【松本部長】

要するに、私は、皆さんの話の場まで奪うというということを言っているんじゃないですね。 だから、一旦これを切っていただいて、今会長が言ったように、この場でやることで皆さんどう ですかっていうのをきちんとこの会議とは切り離した中で確認をしてからでないと、皆さんはあ と、もう取り返しがつかないような形になっちゃいますよということで申し上げています。

【坂本代表者】

それは松本さんの個人的な意見で、ここでは会長が取り仕切るべきです。

【小川専任者】

そうですよ。会長が一任する、会長が仕切っているんですよ。松本さんが仕切っているんじゃないですよ。

【松本部長】

じゃ、私は会長に申し上げます。会長、そこも一旦ここを切ってから、えー、皆さんで話した 上で会議を再開すべきだというふうに私はご提案します。

【邑上会長】

はい。ご提案ありがとうございます。とりあえずは続けたいと思います。

【古川課長】

済みません、武蔵村山市の古川です。えー、今、東大和市さんのほうからですね、お話があったように、えー、私どももこちらのお話については、今回はですね、協議会の中で議論すべきものではないというふうに感じております。というのは、そもそも論に、まあ、立ち返ってしまっている部分があります。えー、皆さんこれまでも44回、ずっとですね、この中で、えー、そもそも論をお話しをされてきているのは事実として私は知っております。ただですね、あの一、せっかくまあ、ここまでですね、施設のお話もいろんな意見が出されてですね、実際には改善、もしくは新たな施設として、あの一、検討されている部分。その協議の部分が全く無になってしまうのかなという部分がございます。

もう一つは最終的な、あの一、中島町の焼却炉がもう既に最終的にはそこに向かうというよう

な話の流れの中の時点で、今回の話がまた一に立ちどまってしまうと、今、もう悲鳴を上げている焼却炉のほうがですね、えー、更新ができなくなる。ということは、我々3市のですね、えー、ごみ処理が滞ってしまうというようなこともありますので、私は、行政委員の立場として、今回この議論については、議題に上げないでいただきたい。もしくは協議会とは別にですね、対応していただきたいと思っております。以上です。

【邑上会長】

はい。ありがとうございます。はい、ではちょっと町田さんのほうにちょっと説明させていただいて……。

【松尾課長】

ちょっと小平市からもいいですかね。

小平市の松尾でございます。行政委員の1名としてですね、やはりこの町田さんの前回のいただいてますけれども、かなりシビアな、デリケートな問題であろうと思ってございます。この皆様の委員会、この協議会の中で話すには少し重いんだろうと思っています。ですので、この協議会の中で話すべき内容、選出のものではないんだろうと思っています。ただ、皆様がどうしてもお話ししたいんだというならば、その場所は、あの一、この場が許す限りですね、その中でご協議いただくというのはいいんでしょうけれども、この協議会の中で話すべきものではないんだろうというふうに思ってます。

もともとこの協議会は、そもそも論と施設論とで2つで分けてた。施設論の中で皆様からご意見をいただいたものが、高さであるとか、えーと、これから色とか出てくるんでしょうけれども、ダクトの位置とか、向きとかというのも、あとスケールで、2台できるとか、そういった意見も取り入れていますので、今まで話し合いができてますので、その中で取り入れたこともたくさんあります。で、今回も山崎さんからの、ずっと棚上げになっているのも、もう時間も時間ですけれども、棚上げになっているのも事実。やはりしっかりとやるべきものはやって、その後皆さんでご協議をして、必要だとなれば、そのときでまた、あの一、ご協議する場があればよろしいというように思っております。以上です。

【邑上会長】

はい、ありがとうございます。やるべきことということで、そもそも論の話がですね、やりたいということで進めてきてましたけども、まあ、ほとんどできてないというのが実情ですね。建物の話はですね、行政側の都合がありますので、進めてきたという経緯があると思います。まあ、今回はですね、まず提案ということで出してきていただいているので、この内容を確認して、それでですね、ほんとうにそぐわないということであれば、それはやめればいいので、やめればい

いというか、この内容ですね、やめればいいので、まずはお話を聞きたいと思いますので、お願いします。

【中山課長】

ちょっと会長、済みません。もう時間が時間ですので、ほんとうにこのまま進めるのかどうか というのは、ちょっと確認させてください。

【邑上会長】

あ、皆さん、どうですか。確かに時間はもうぎりぎりなんですけれども……。

【中山課長】

今、松本部長のほうでお話しいただいた、この内容というのは、ちょっと加味していただいた 中で、ここをまずやっていただいた中で、やるべきかなというふうに思いますので。

【邑上会長】

はい。はい。まあ、実際ですね、今まで部長さんに出ていただいて、いろいろ話いただいていますけれども、実際の部長さんは委員ではなくて、あの一、ある意味同席しているという立場です。

【小川専任者】

そうですよ。委員の意見です。

【邑上会長】

で、あの一、もともとそれは要綱に書いてあります。ですから、部長さんが仕切って何かをするということが、もともとこの会としてはないんですね。ですので、参考意見ということで、先ほどのは聞くということでいいと思って、え一、私は思っています。で、あの、今回の町田さんから出していただいたもの、ちょっとまだ今読めてないですけど、その内容を……。

【片山参事】

行政側委員としては、その問題に入っていただいては困るというお話をしているわけですから、 それでも進めるというわけであれば、私どもは傍聴者になってしまいます。

【邑上会長】

ちょっと待ってください。みんな委員なので、今の3名、こちら側も含めて、嫌だということ があると思うんですけど、ほかにもこちらで、地域住民から委員として出ているわけですね。で、 こちらも嫌だと言えばやめればいい話ですね。

【小川専任者】

やりましょう、やりましょう。

【邑上会長】

で、これで、話を聞かない、見ない状態で、今回終わりにしましょうという方います? まあ、 もちろん時間遅いのでね、あんまりあの、長くはやりたくないというのはあると思いますけど。

【小川専任者】

だから、一応聞いて見なければわからないでしょ。

【森口専任者】

A4なんで、早く読んでいただければいいと思います。

【小川専任者】

いいですよ、今までも9時半までやったこともあるじゃない。

【邑上会長】

じゃ、話をですね……。

【岡村部長】

私は委員ではありませんので、これで退席させていただきます。

【小川専任者】

そちらは、オブザーバーだからいいですよ。

【邑上会長】

はい、どうぞ。それではですね、内容をですね……。

【片山参事】

確認しておきますよ。傍聴者として参加させていただきますので。

【邑上会長】

あの、勝手に傍聴とか言わないでくださいね。まずはこの中で、まず話を聞こうということに なったんですから、まず聞いてください。はい。

【町田専任者】

はい、町田です。あの一、行政側は最初から建設ありきで話を進めてますから、かみ合わないのは当然なんです。それで問題は、私はこの施設は、あの一、42回まで参加した時点で、必要ないという結論に達しています。それで、総額350億もかかる、あの一、焼却炉を含めたね、総額350億かかるんですよ。3市市民34万人に、この負担がのしかかってくるわけです。これを黙って見過ごすわけにはいかないので、え一、何とかしたいという思いで、今回議案書を提出します。

議案の1。緊急動議の趣旨。小平・村山・大和衛生組合は、現在進行中の3事業、資源物処理 施設、不燃、粗大ごみ処理施設、新ごみ焼却施設を直ちに一旦停止して、早急に、えー、焼却炉 更新を主体とした総合点検比較の見直しを実行すること。

議案の2。緊急動議の対応。緊急動議理由で記載する内容等について、小平・村山・大和衛生組合の管理者、副管理者に直接説明を求めること及び疑義等をただすため、えー、地域連絡協議会に出席を求め、求めること。

えー、議案3。上記2件の議案可決内容を記載した書面に、緊急動議本文を添付して、小平・ 東大和・武蔵村山のそれぞれの市議会議長、同議員、東大和市都市計画審議会会長、同委員など、 本件の関連先に3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会長名で送付し、知らしめること。

以上、ご討議はからい願いたく、議案を提出します。え一、で、この内容はですね、添付した協議会設置要綱の内容に、え一、マッチしております。第2条3項、3市地域の廃棄物処理に関すること。それから、4項、その、その他必要な調整に関すること、これに該当すると思われます。それから、え一、第8条、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、協議会の議を経て会長が定めるということをうたっておりますから、それにのっとって決議をしていただきたいと思います。以上です。

【邑上会長】

はい、ありがとうございます。えーと、この今の提案の内容についてですね、何か質問ある方いますか。ちょっと突然なので、質問しにくいかもしれませんけれども。

【森口専任者】

はい。森口です。再三の確認で申しわけないのですが、今、また、あの一、松本部長が、ここに賛成すると、桜が丘の国有地に、あなたたちは建ててくださいということになりますよということを発信しながら、そ、そういう誤解を皆さんに招くことになりますよとおっしゃいながら退席されたと思うんですけれど、ここに書いてある桜が丘の国有地を例に挙げたのは、桜が丘の国有地に、えーと、建ててくださいということではなく、これを一例として、いろんなところから、えっと、焼却炉に関しても、どこで建てるのが安いかとか、そういうことを見てくださいっていう3市の総合的な見地からお願いしてることということでよろしいですか。

【町田専任者】

はい、そうです。あの一、はっきり言うと、今計画している中島町の土地の形からしてね、あの一、無理なんですよ、ほんとうは。あの一、ほんとうだったらもっとつくりやすい場所につくったほうが安くできると思う。それと、中島町の方々には、長年迷惑をおかけしたわけですから、せっかくこういう更新の時期に当たってね、さらにまたそれを続けるということはないと思うんだよね。本来だったら、ほかにかえるべきなんですよ。だから、そういうことも含めて検討してもらいたい。で、桜が丘の話は、あれは市議会議員のある方がおっしゃっただけの話で、こうい

う事例もありますよということです。で、うわさで聞いたんですが、武蔵村山市には、えー、そ ういうときのための土地がもう大分以前から確保されているという話も聞いてますので、そうい うことをやっぱり活用すべきじゃないかというふうに思っております。

【小川専任者】

私は、あの、今町田さんのおっしゃった緊急動議の内容、全部読みましたけど、全くそのとおりだと思います。あの一、うちのマンションの住民も、あの、これは今まで思ってきたこと、そのものズバリと書いてあると。で、桜が丘や、松本部長はああいうことを言いましたけど、あれはちょっと一種の脅かしですよ。あの、そうしたら桜が丘のあそこに、国有地に来ますよ、いいですかっていう意味、そういう脅かしですよ。そういう意味であるように、私はこれでとっておりません。今まで議論した中で、そもそもの中でも、あの、用地の比較検討されていない。これも行政側も、比較はしてませんと。あそこは市有地だからやりましたということを明白に言ってます。それに対する、あの一、意見だと思いますよ。

それともう一つは、今、喫緊の課題は焼却炉なんですよ。今、廃プラ施設はなくてもできるんですよ。困るのは小平市さんだけですよ。今やってないから。これも民間やればできるんですよ。できないってことないんですよ。これも広域的に考えて、1市ではなくて、うーん、やるべきですよ。みんなで考えて。それで今言っているのは、一旦、あの一、立ちどまって、もう1回原点から考えようじゃないかということですよ。それを今、緊急動議やっているのは、全部網羅されております。一々言いません。読んだら、皆さん全部が納得すると思います。

これを協議会でやる問題じゃないということを言っていましたけど、今まで44回やってましたけど、こういう問題全部、あの一、議論してきました。1つも解決されておりません。だから、こういうことを全部網羅された、あの一、明確な、明瞭な議題だと思います。だから私は、え一、管理者、理事者呼んで、もう1回ただしたいと思うのが当然だと思います。だから、私はこれに賛成いたします。

【坂本代表者】

坂本です。えーと、私もこれはよく、非常にできた議案書だと思います。あの、手続的にもこれは全く瑕疵がなくて、こうやるべきだなというのはよくわかりました。で、先ほど小川さんもおっしゃったように、私は全員に緊急動議を配りまして、このとおりにお願いしますということは、あの、意見でした。あの一、したがいまして、ここにつくることは、あの、だめですし、もう一度仕切り直したほうがいいんじゃないかなというのが意見です。この議案書は非常によくできていると思います。このとおりにやったらいかがでしょうか。

【榎本代表者】

いいですか。

【邑上会長】

ああ、いいですよ。

【榎本代表者】

前回参加させていただいたときに、あの一、緊急動議出まして、あの、オーベルグランディオ東大和、榎本です。あの、そのときには、私もあの、理事会とかにかけたわけじゃなくて、まあ、理事会、管理組合の代表として来てたわけなんで、安易に賛成できないので、その旨申し上げたんですけれども、あの、そんなことを逆手にとられて、松本さんですか、松本さんから、いや、ここに来ている方は全員を代表しているわけじゃないんだろうと言われて、確かにそのとおりだったんで、私の場合は、一応また理事会に持ち帰って、で、緊急動議について理事会の中で話し合いをして、これについては、あの一、認めて、賛成していこうというふうな意向を全員が、全員ではないですけど、総会まで開けなかったんで、理事会ではそれを賛成するということで合意を得ています。

ですから、今回については、私個人の意見だけじゃなくて、管理組合としての意見として聞いてほしいんですが、あの一、住民の方の中に、やっぱり私も説明会とか出たんですけれど、あの場所にするのはどうなのかってやっぱり疑問はあるんですね。いろいろ聞くけど、基準以下だとか、大丈夫だとかって、交通の渋滞についても大丈夫だとかって聞くんですけど、やはりあの、住民の感覚としてはね、何であの老人ホームの脇につくって、隣に社宅もあるし、で、給食センターも近くにあるのに、どうしてあの狭い場所につくる必要があるんだというふうな疑問は、どうしても払拭できないんですよ。いろんなデータを聞いてもね。

で、あの一、これも松本さん、説明会のときに松本さんから伺ったんだけど、あの、ほかの候補地を全然検討してない。つまり、あそこありきで進められてきちゃっているわけですよね。だから、そういうことも非常にこう、不満というか、疑問があの、募ってます。ですから、うちの、少なくともうちの管理組合としては、あそこにつくることは反対というふうに考えてもいいと思うんです。最低限、町田さんの動議については、ぜひあの、その方向で進めていただきたいというのが、うちの管理組合としての意見です。以上です。

【邑上会長】

ほかに質問や意見のある方いますか。じゃあ。

【玄應専任者】

グランドメゾンノーススクエアの玄應と申しますが、私もちょっと前回の理事会に出られませ

んで、メールでのやりとりだったんですが、あの、前回の緊急動議には、あの、うちの組合としても賛成するけれども、あの、その中で、先ほどの松本さんが言われていた、決め方から納得いかないということであれば、候補地を出したときに、今の桜が丘のところにプラスチックの工場ではなく、焼却炉が入るということも込みでの意見なんですよということもつけ加えております。はい、以上です。

【森口専任者】

森口です。うちのほうも理事会のほうでは、これで、総会を開くところまではやっぱり日数がないんですが、理事会のメンバーとしては、この見直し案に、今先ほど言った確認したことでオッケーをいただいています。で、まずね、三位一体、3施設一体だってこれだけおっしゃっているんですから、3施設一体で考えましょうよ。私たちがここの場所に、えーと、候補地もつく、できないで建てるのはおかしいと言っているように、中島町の人たちだって、候補地も挙げないでまたここにつくるのっていう疑問あると思うんですよ。

こういうことをね、3市の市民がね、みんないろんなところの候補地を挙げて、じゃあ私たちならこういうこととこういうことをして、ごみを有料化して、プラスチックのペットボトルは全部どこかに出して、こういうことをやってしましょうよっていう話を、3市の市民でやるべきだと思うし、何か施設のほうとしては、3施設一体だから、ここを建てなきゃ全部始まらないよというんではなく、3施設一体で考えるんだったらば、3施設全部並行に見ましょうよ、一遍。そういうことで3施設並行に一遍に見て、みんなで考えてみるということで、この意見は貴重だと思います。

あの、お金のこともそうですし、例えば今、焼却炉は60メートル、煙突の高さが100メートルを60メートルにするという話も進んでますけれど、それも東大和市の住民にとっては、マンションなんか高いところでは、結構重大な問題なんですよ。それもシミュレーションとか、私たちのほうに回ってきてませんし、そういうものも回らないうちに、焼却炉はそこに建てるから、60メートルにするから、ここにいいでしょっていう問題じゃないですよ。焼却炉のことだってシミュレーションして、きっちりこちらの住んでる住民に、こういうシミュレーションで流れて、ダイオキシンこういうふうに流れますし、その上に廃プラ施設もできますし、どうですかってことで、3施設で一体に見えるということはそういうことじゃないですか。これができてないところに、上流だ、下流だと言ってても困ります。

【坂本代表者】

最後に大事なこと、えーと、最後に大事なことですけれども、私も国有財産は結構詳しいものですから、国有財産の取得、使用、処分については、きちっとあの、決まっておりまして、財務

省、大蔵、財務省の理財局でないとこれはできません。この前のモリカケ、えー、森友学園の件でも、あの一、問題になってましたけれども、もしほんとうに桜が丘につくるのであれば、あの、路線価で計算して約60億ぐらいですけれども、60億を用意して購入すればいいんですよ。購入したら、市でつくれる話ですから。で、60億の上に、まあ、あの、何百億かかけてつくるのであれば、それは議会などで決めればいい話で。基本的には、国有地をどうのこうのするなんて問題外です。

【玄應専任者】

ノースの玄應ですけれども、そういう意見を私も賛成なんですが、ただ、そちら側の方が協議会にこういう話に参加できないというのもわかるんですよね。これ、協議会として出すというと、そちら側の方も入るわけですよね。はい。だから、いつも15分ぐらいで、これが一番大事なことであれば、15分ぐらいとかで決まらないと思うので、忙しいと思うんですけど、こちら側というか、そういう住民側で話し合ったりというのが必要なんじゃないか。15分、20分でなかなか決まらないことなんじゃないかと思います。

【邑上会長】

ほかに意見や質問などはありますか。

【岡田専任者】

ちょっとよろしいですか。

【邑上会長】

あ、はい。

【岡田専任者】

ちょっと私は皆さんと意見が違うんですけれども、あの一、現在新ごみ燃焼システム、8回まで会議はいってます。で、この会議を見ていると、ここでやっているような会議と違って、はっきりいって御前会議みたいなものなんですよ。で、新燃焼システムが一番基本になるわけですから、これをもっとオープンな形で議論してないからこういう話になるんですよ。ですから、場所だとかそういうことについては、それなりの議論を進めていたはずだと思うんですけれども、その辺が全くオープンではない。それはあの会議を見ても、まあ、上から言われたことを、はい、そうですかみたいな、言葉悪いですよ、そんな形になっている。今度9回目になります。

で、この会議をもっとオープンにして、市民を入れてディスカッションして、何で小平さんに こういうことをお願いしなきゃいけなかったのか。小平さんに非常に負担がかかってます。そう いうところについては議論をされていることを全く話してないから、今みたいなことになるわけ でね。今、ここに工場をつくるということは私も賛成ではないんですけれども、でも、まあ、や むを得ないという事情もあったということは確かなはずなんですよ。そういうことなんでですね、あの一、見直すという意味は、全体を見直すことになるんでしょうけど、今やっている燃焼システムのあの協議会、あれじゃだめです。あんな御前会議をやってたら、全然前へ進みません。もっと市民を入れて明らかな形で議論をしていただければ、その辺はかなり氷解する部分もあるのかなというふうに考えますし、ただ、あの一、町田さんのこのご提案というのは非常に、あの、悪いとは考えないんですけれども、果たしてこの協議会で提案して、じゃあ衛生組合さんが、はい、わかりました、この議論をしましょうということについては、片山さんが判断はできないでしょうし、3市の方もオーケー言えないでしょうから、これはちょっとどうすればいいのか私も、はい、賛成です、提案しましょうというわけにはちょっといかないような気はします。

ですから、取り扱いについては、みんなでちょっともうちょっと協議をしないとならないのかなというふうに、ちょっと感じています。

【邑上会長】

はい、ありがとうございます。私もですね、まあ、あの、確かに例えば焼却、この施設、廃プラの施設をやめるとか、そういうこと自体はここで結論出して、はい、そうですかというわけにいかないのは重々承知しています。ただこの中で議論してですね、この中の今いるメンバーだけでは、えー、進められないということに関しては、今までも実際管理者ですかね、3市長に来ていただいたりしたことも何回かあったかと思うんですよね。そういうこと自体は特に問題がないのかな。スケジュールが合う合わないはあると思いますけれども、来ていただいてお話しするということは可能性かなと思っています。

実際、これ、皆さん読んでいただいて、あの一、どうですか。

【森口専任者】

はい。えーと、ここ40回やってきて、こういう話になったという、ここでこれからこの話が続けられるかられないかっていうのは、まあ、市長さんを呼んでお話しするということについては賛成ですし、もしこの協議会の場でこのまま話が続けられないのであっても、私たちがここまで40回やった報告を、先ほどえーと、行政委員のほうの方から、ここまで姿形や何かについてやってきて、ここまでの形が出たんじゃないかというお話がありましたけれど、じゃあそうじゃなかった部分はどうなのかという声を、私たちは散々外に発信してくれとお願いしているんですが、間違った形でしか外に発信されていません。ていうことなんで、あの、発信されていない部分について、私たちはこういうふうに思ってますということで、これ、この緊急動議を、あの、会長名で各所に配布していただくこと以外に、私たち、この協議会でそもそも論とかお金のこととか全部終結したことについてやってもらってないんだということを発信するのにはいい機会だ

と思います。

そうしないと、姿形だけのことについてはこれだけやったよねということしか、行政側のほうは外で発信してくださらないわけですので、いかにも私たちがこの施設について、あの一、全部 賛成してしまったようにとられると困るので、えー、中間という意味でも、ここでは一応出した ほうがいいと思います。この3番目に書いてある、えー、3ですか。いろんなところにこれを回 してくださいというのは賛成です。

【坂本代表者】

私も賛成です。

【小川専任者】

1つ、1つつけ加えますと、ここで緊急、提出議案書出てますよね。これはもう全てそのとおりだ。これ、協議会の、まあ、行政の方は委員で一緒にいらっしゃいますけれども、まあ、それは対立軸となっています。ほかの、えー、地区委員の人も、まあ、これは、えー、同意を得て議論して、参加している方もいらっしゃるし、だけど、あの、付託を受けて、ここで個人としても来てますけど、完全な個人じゃないですよ。その、代表で出てきてますからね。まあ、それはいろいろと、その自治会、管理組合の中でいろいろ意見もあると思いますよ。だけど、その代表として来てますからね。だから、ほとんどの、過半数の意見を、あの一、集約して来てると思いますよ。で、そういう意味で、まあ、ここで、えー、こういうあの、3番目のそういうことで送るとか、こういうのは出してもいいと私も思うんです。だから、ここの協議会で、あの一、過半数の総意として、あの、提出したらいかがですか。

【坂本代表者】

そうですね。

【邑上会長】

皆さんですね、この内容について、反対だっていう方、当然こちらの行政側の委員の方は、まあ、聞くまでもないと思うんですけど。そのこと自体、反対という方はですね、一応挙手をしていただいてもよろしいですかね。こちらも挙手……。

【片山参事】

傍聴者ですから、うちは。

【邑上会長】

挙手していただきたいんですが、しないってことは反対じゃないというふうに受け取ってよろ しいですか。

【中山課長】

行政側としては、これは入らない。

【片山参事】

入らないんで。

【邑上会長】

入らないというふうに……。

【片山参事】

協議会だと解釈してないですから。

【中山課長】

行政側のほうのこの協議会の委員としての立場で考えたときには、意見としては出せないということです。それほどデリケートなものだというふうには解釈していただきたいんですね。

【邑上会長】

うーんと、それは反対すればいいんではないですか。違う?

【小川専任者 】

反対すればいいじゃない。

【坂本代表者】

反対すればいいじゃない。

【小川専任者】

棄権ということは、どちらでもないということか。

【片山参事】

違う……。

【坂本代表者】

行政側は反対であるということでいい。

【邑上会長】

ああ、じゃあわかりました。じゃあ行政側の方は、あの一、え一、意見を表明しないということでよろしいですかね。地域の……。

【坂本代表者】

行政が、行政をゆがめていると我々は感じています。

【邑上会長】

それじゃ、それ以外ですね。我々のマンションなり、自治会の代表者、専任者で来ている人た ちですね。の方だけで、じゃあお聞きしたいんですけれども、反対、反対っていう方。まあ、こ んなことやらないほうがよいよ、反対っていう方はいらっしゃいますか。

【岡田専任者】

私、棄権させてください。

【斉藤専任者】

私、棄権させてください。

【邑上会長】

棄権ですか、はい。

【岡田専任者】

建設するという形で来てますから、私は。いいものをつくってくれという形で来てますから、 反対、全体を見直す議論というのが必要ということはわかっているんですよ。ただ、この協議会 でこれをというのは、ちょっと私は……。

【邑上会長】

この協議会でこういうことを、まあ、発言というか、いたすこと自体がけしからんと言ってます?

【岡田専任者】

そこまで私、理事会の中で説明しきれないから、ちょっと私、棄権します。

【邑上会長】

はい、わかりました。

【岡田専任者】

意見は非常によくわかるんですけれども、立場としては棄権させてください。

【邑上会長】

はい。こちらでもともと要綱にも、3市地域の廃棄物処理に関することというのが、協議を行う内容に入ってますので、別にそこ自体、3事業について何か意見を言うことは間違っているとは全く私は思えないんですね。

【小川専任者】

そうです。

【邑上会長】

実はそこはそうじゃないぞっていう方いらっしゃるかもしれませんけども、そういう立場だったりとか、えー、あとはその、もとから出てきているその団体の全体の意見を、あの、総意がとれてないとかという方もいらっしゃると思います。で、そういうことを言い出すとですね、代表者って何って話になりません? 例えば議員さんだって市民の代表だけど、全員の意見をこう、

吸い上げているわけではないですし。まあ、ある程度この人にお願いしますということでいろいろなことをやってもらうってこと。我々も同じ立場で来ていると思いますので、あの一、全て、全てあの、何ですかね、意見を集約していくというわけでは……。

【伊藤課長】

済みません、ちょっと、ちょっと時間もあるんで、早めてくれませんか。時間、済みません、 迷惑かかってしまいますので。

【邑上会長】

はい、わかりました。ということですので、あの、棄権、じゃあ棄権する方は手挙げていただいていいですか。

【斉藤専任者】

えーと、2号だけ議事運営の問題があって賛成……。

【中山課長】

棄権も何も、行政側は入りませんので。

【邑上会長】

ああ、いいですよ、ええ。行政側じゃなくて、地域の住民の代表の方ですね。

【斉藤専任者】

済みません、えーと、2号は議事運営の問題なので賛成。1、3号はちょっとあいにくと申し わけないですけど、代表しきれないので棄権いたします。

【邑上会長】

はい、わかりました。ごめんなさい、もう1回……。

【坂本代表者】

会長、これについては採択するかどうかで、採択ということで多数で進めたらいかがでしょう か。

【邑上会長】

基本的にだから反対、棄権……。

【坂本代表者】

採択、この、この……。

【片山参事】

ですから、採択はできないですよ。行政側は反対しているわけですから。

【邑上会長】

いやいや、だから、住民の……。

【片山参事】

協議会としては認めてないですよ。

【邑上会長】

だから住民の、あの、片山さんが認める認めないということが何かあったんでしたっけ、ルールとして。

【小川専任者】

そういうことはないでしょう。

【片山参事】

だから、要綱の読み方ですよ。

【邑上会長】

はい。要綱の読み方だと、片山さんが決定するように書かれているんですか。どこに書いてあるんですか。

【小川専任者】

協議会ですよ。

【中山課長】

えっと、時間ですので、済みませんが、そろそろ片づけのほうをお願いします。

【邑上会長】

はい、ちょっと待ってくださいね。はい。一応その棄権と反対の方います。行政側は当然その こと自体に参加しないということでお話ししますけど、住民代表で来ている方、個人で構わない ですので、その方は、基本的にこちらはよいと、賛成だっていうことでよろしいですね。

【小川専任者】

はい。

【坂本代表者】

はい。

【邑上会長】

そうするとですね、ちょっと時間が時間なので、この後あまりお話しできないんですけれども、 この内容を進めるようにですね、話をしていきたいと思います。

【森口専任者】

よろしくお願いします。

【坂本代表者】

よろしくお願いします。

【小川専任者】

会長に一任します。

【片山参事】

時間。

【伊藤課長】

時間、次回の話を。

【邑上会長】

で、この資料ですね、あの一、今後の日程の話ありましたけれども、こちらは、まあ、これが 案だということで、案というか、これで進めていくと。今のところ9月までですね、明らかなの。 10月以降をこの日程で決めるということで、今回提出されていますので、この日程で進むとい うことで……。

【伊藤課長】

本来であれば、本来であれば、我々考えていたのは、済みません、今日ですね、山崎さんの回答をですね、終えてですね、9月、また施設の具体化をですね、少し諮っていきたいということで、9月を休会としたいということで考えていました。で、その後ですね、またいろいろと施設の件、これから協議、色とかですね、植栽の関係なんかも出てきますので、その辺のご説明に合わせて協議を、協議会のほうを開催できればと。ここではあの、毎月の、まあ、10月以降の一月一遍という形でですね、あの、入れているんですが、その辺を少しまあ、何ですかね、毎月ではあるものの、2カ月であったりとかという形で、本来であれば提案をしたかったというところなんですが、山崎さんのものは残念ながら終わらなかったというようなところでございます。

【森口専任者】

毎月やってもらってください。

【伊藤課長】

ですが、我々としては、あの、次の資料準備としては10月。ちょっと9月にはですね、施設の概要等のものがさらに詰まったものができませんので、そちらのほうの資料は10月ということでやりたいので、次回は10月で提案させていただきたいと思いました。

【邑上会長】

9月9日はもともと予定になってましたよね。山崎さんのことをやれると思いますので、あの、 ごみ量の話が次回、やることになるのではないかと思うんですけど。

【伊藤課長】

本来ですと、今日やりたかったので。

【邑上会長】

まあ、そうですけどね、はい。

【岡田専任者】

ですから、9月9日はやる……。

【邑上会長】

9月9日はやりますよね。

【小川専任者】

緊急動議はどうなったんですか、結論は。

【岡田専任者】

伊藤さん、9月9日はやるんですね。

【伊藤課長】

いや、我々はやらずに10月で……。

【片山参事】

1回休会させてください。

【岡田専任者】

9月9日に山崎さんのやりましょうよ。

【邑上会長】

もともと9月9日までは、最初に配られてやることになってたと思いますので。

【岡田専任者】

そんな感情的にならないで。

【伊藤課長】

感情的ということではなくですね、もともとそのような予定で……。

【岡田専任者】

やっぱりここが一番重要なことだし、山崎さんもずっとね、ご苦労をされて、いろいろ検討しているし、組合さんも勉強しているわけですから、これはやっぱり時間かけてやりましょうよ。 終わりにしましょうよ。

【伊藤課長】

逆に……。

【小川専任者】

あのね、組合のことばっかり出して、おたくのばっかり出して、私たちが提言したの全然、あの、回答も出てこないし、結論出てないじゃないですか、2年も3年も。ずっとほったらかして。

いろんなこと、あの、後回し、後回し。おたくのほうはね、全部出して、そのままいったもの、通り一遍で、ああ、説明しました、それで理解されている、だめですよ、そういうことでは。ちゃんと1つずつ結論出していきましょうよ。だからこういうふうにいろんな問題が出てくるんですよ。曖昧なものがいっぱい出ているんですよ。

【中山課長】

そろそろ時間……。

【岡田専任者】

だから、やりましょうよ。

【邑上会長】

はい、次回9月9日は開催ですね。はい。

【岡田専任者】

山崎さんのことについて、1点でいいです。

【伊藤課長】

のみでよろしいですか。

【岡田専任者】

いいです。

【伊藤課長】

ほかにまた緊急動議とかそういうことではなく。

【邑上会長】

それはちょっとわからない……。

【伊藤課長】

じゃないと、ほんと、ほんと進んでいかないので、そういうところも、ええ、考えて。

【岡田専任者】

だから、やりましょうよ。

【小川専任者】

緊急動議は中間の、あの一、総括ですよ。そう見てやればいいんですよ。そういう意味で、これは提出するべきだと思います。

【邑上会長】

はい、これは一応地域の、地域の委員の方は、反対の方は、反対というか棄権の方はいますけど、 賛成ということで、はい。

【岡田専任者】

ですので、一応議長に一任ですから、議長と組合でやってください。

【小川専任者】

全部、あの一、あの、配ってくださいよ。

【邑上会長】

一応この場では、えっと、行政の方は、えーと、まあ、これは参加しないということにして、 地域住民の中で、えー、決議というかですね、賛成、反対を確認したところ、棄権の方がいて、 それ以外は賛成だということを記録に残していただいて、あとは組合、衛生組合とちょっと話を したいと思います。基本的にこれを実施するということで進めたいと思います。ちょっと実際の ところはお話しします。はい。今日のところはそういうことで。

大変遅くなりました。お疲れさまでした。